第２章　災害予防

第１節　総　　則

防災協働社会の形成推進

１　基本理念

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことに重点を置き、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り推進し、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に防災対策を実施していく。

自然災害による被害の軽減を図るには、行政による「公助」はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした「自助」、身近なコミュニティ等による「共助」が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して、災害による被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策を実施するとともに、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等は、その責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対応できる防災協働社会の形成の推進に努める。

２　推進体制

(1)　「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進

市は、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても市民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」防災訓練等に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定めた「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代への展開に努める。

(2)　災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における災害に対する備えについて促進を図る。

(3)　男女共同参画その他多様な視点を取入れた防災体制の確立

市は、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大するため、岐阜市防災会議の委員への任命など、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。

(4)　関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から県及び市町村等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよ

う努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。

民間業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

また、関係機関及び企業等は、防災対策の検討等を通じて、平時からコミュニケーションをとっておくこと等により「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

(5)　感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図る。

第２節　防災体制の整備

【実施担当部】（主として業務を実施する部、以下同じ）
１　都市防災部　　２　消防本部　　３　基盤整備部
４　その他各部（行動計画の作成・参集体制に関すること）

〈方針〉

災害応急対策を効率的に実施する際に必要な事前対策を推進するために、平常時から防災に関する組織及び活動体制の整備に努める。

〈実施内容〉

１　災害応急対策組織の整備

(1)　組織整備と事務分掌

市は、災害対策本部を効率的に運用するため、他都市の災害を含め災害時における災害対策本部の運用を検証し、組織及び事務分掌等について毎年検討を加えることにより、本計画の実効性を高める。

(2)　組織（各部）行動計画の具体化の推進

各部は、防災対策に関する所掌事務を確実に実施するため、災害応急対策マニュアル等において具体的な計画を定め、毎年見直しを行う。また、広域的な災害に対応するための、原子力災害対策、避難対策、受援・支援対策、医療救護対策、救援物資滞留防止対策、災害廃棄物対策、ボランティア対策、業務継続対策等は、各部の役割分担、手順等についての具体的な計画を策定し、災害応急対策マニュアル等の具体化を推進する。

(3)　迅速な参集体制の整備

市は、災害時に速やかに災害応急対策を実施する体制を確保するため、職員の岐阜市職員参集システムへの登録の推進、及び各部における緊急連絡網の徹底、職員の徒歩による参集時間の予測などにより、勤務時間外における迅速な職員参集体制の整備を図る。参集体制の整備にあたっては、職員の安全にも配慮するとともに、退職者の活用や任期付雇用等の人材確保方策、緊急時に外部の専門家等の意見、支援を活用できるような仕組みの構築についても考慮する。

参照：職員動員可能者数（資料P361）

(4)　適切な避難指示等の発令、伝達体制の整備

市は、災害緊急時に適切な避難指示等の発令、伝達を実現するため、「水防法」第15条第1項に規定する事項を記載した、避難情報の判断・伝達マニュアルを作成している。マニュアルの基準等に基づき、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるとともに、適切な時期に見直しを図り、本計画の実効性を高める。

(5)　複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び県と連携し、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それ

らの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早急に要請することも定めておくものとする。

２　防災施設、設備等の整備

市は、災害応急対策を実施するために必要な施設、設備、資機材の整備及び備蓄品の充実を図るとともに、その運用が適切に行えるよう維持管理に努める。

(1)　消防施設、設備等

市は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓及び防火水槽等の消防用水利並びに火災受信施設その他の消防施設、設備の維持管理に努め、災害時の即応体制の確立を図る。特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル等）に対応するため、化学車、梯子車の維持管理には十分配慮するとともに、化学消火薬剤等の備蓄整備を図る。

(2)　救助施設、設備等

市は、人命救助に必要な車両、救助器具、担架及び救命胴衣等の救助用資機材の整備充実を図るとともに、これらを有効に活用するため、点検を定期的に実施するなど適切な維持管理に努める。

また、災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について県と意見交換を行う。

(3)　消防団の強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設、装備、処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進消防団の活性化を推進し、その育成、強化を図る。また、市は、消防団との情報伝達機器等、安全管理上必要な機器の充実に努める。

(4)　通信施設、設備等

市は、防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るとともに、有線通信が途絶した場合においても通信を確保するため無線通信施設等を整備し、その機能と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努める。また、万一これらの施設等に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。

(5)　水防団の強化

市は、重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防団の研修、訓練や災害時における水防活動拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るとともに、幅広い層の団員の入団促進等水防団の活性化を推進し、その育成、強化を図る。また、市は、水防団との情報伝達機器等、安全管理上必要な機器の充実に努める。

(6)　災害対策本部施設の整備

市は、災害応急対策活動の中枢拠点として、災害情報の的確な収集・一元管理が可能となる災害対策本部を常設し、迅速な初動体制及び指揮命令機能の確立に努める。また

万一の情報通信機能の断絶等不測の事態にも備え、災害応急対策活動が実施不可能になることを避けるため、消防本部６階大会議室を代替施設とする。

(7)　防災拠点施設の整備

ア　市地域防災拠点施設の整備

市は、地域の災害対策活動を円滑に実施するため、地域防災拠点（公民館、コミュニティ防災センター等）、地域避難拠点（小学校等指定拠点避難所）、その他防災拠点の整備を進める。

イ　市広域防災拠点施設の指定

市は、大規模災害時に円滑な受援体制の確立を図るため、次の機能を有する市広域防災拠点施設の指定を行うとともに、必要な施設の整備を図る。

(ｱ)　救助活動拠点

県外から派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊等を受け入れるための拠点

(ｲ)　物資配分活動拠点

県外から、又は市町村域を越えて届く多種、大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための地域内輸送拠点及び備蓄拠点

(ｳ)　ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域的な応援体制等）の確保のための拠点

参照：広域防災拠点施設（資料 P362）

ウ　県広域防災拠点施設の指定

県は、大規模災害時に圏域内での災害対策活動を支援するため、圏域ごとに県広域防災拠点施設の指定を行う。

エ　県域を越える災害に備えた広域防災拠点施設

県は、超広域災害に備え、県境を越える広域的な災害対策活動のために必要となる国の広域防災拠点施設の整備について、周辺県や国と連携を図る。

オ　その他防災に資する公共施設の整備

県及び市は、避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努めるものとする。

(8)　その他資機材、物資の調達

市は、災害により損壊した道路河川等の復旧等に必要な資機材及び業務の継続に必要な食料、飲料水、その他生活必需物資等の備蓄に努めるとともに、不足する場合の調達を迅速に行うため、民間との協定の締結を推進するとともに、随時協定締結者に確認を行うなど調達体制の充実を図る。

第３節　防災思想・防災知識の普及

【実施担当部】

１　都市防災部　　２　消防本部　　３　基盤整備部　　４　教育部　　５　福祉部
６　ぎふ魅力づくり推進部　　７　経済部　　８　その他各部（職員に対する防災教育）

〈方針〉

災害による被害を最小限に食い止めるためには、市民一人ひとりが、日頃から「自らの生命は自ら守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身につけ、食料、飲料水、感染症対策品の備蓄など、平素から災害に対する備えを心掛けることが必要であるため、あらゆる機会を通じて市民の防災意識の向上を図る。

また、超広域災害や、複数の災害の同時発生の可能性があり、これに備える必要性があることについても啓発する。市は、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な情報や各種データを分かりやすく配信する。

なお、外国人に対しては、言語の違いに配慮するとともに、地域において乳幼児、重病者、障がい者、高齢者、妊婦等の要配慮者を支援する体制が整備されるよう普及啓発を図る。

〈実施内容〉

１　地域住民に対する普及

市民が、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、各種ハザードマップ、チラシ等の配布、防災センターの展示教育設備の利用、地震体験車の利用、防災に関する講習会、イベント、研修等の開催、ラジオ（コミュニティＦＭ等）、テレビ、新聞、広報誌、ホームページ掲載等を通じた広報や災害図上訓練（ＤＩＧ）の普及促進等により、災害予防や災害応急対策等の知識の普及啓発、市民の防災意識の高揚を図るように努める。

なお、洪水ハザードマップ、地震ハザードマップ、内水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップを統合した岐阜市総合防災安心読本を作成、配布するとともにアプリケーション版の作成及びマイ・タイムラインアプリ「防災サポート」を配信し、市民の防災意識の向上に努める。また、防災知識の普及にあたっては、洪水ハザードマップを３Ｄ化するなどデジタル技術を活用し、より分かりやすく災害リスクを伝えるよう努める。

(1)　普及啓発を図る基本的事項

ア　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器、マスク、消毒液、体温計等）の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクト、インシュリン、医療器具など）をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

イ　警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

ウ　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正

常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

エ　指定避難所、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難の検討、避難場所、避難経路等の確認

オ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

カ　災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

キ　広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

ク　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ケ　指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう「暴力は許されない」意識の普及、徹底

(2)　防災関連の行事を活用した啓発、普及

毎月１日を「市民防災の日」と定め、防災意識の向上、防災点検の励行、防災訓練や防災研修会への参加等を市民に呼びかける。

２　幼児、児童、生徒等に対する普及

学校（園）等は、幼児、児童、生徒等に対する防災指導資料を作成配布するなど、防災に関する教育の充実に努め、災害の発生等に関する基礎知識、災害への対応など防災に関する知識を身に付けさせる。特に、学校と家庭・地域とが連携して行う防災教育を推進し、幼児、児童、生徒等への普及を通してその保護者の防災意識の向上、自助行動の実践に繋がるような内容とするよう努める。

また、自主防災組織と協力し防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、自助共助の意識及び防災技術の向上に努める。

３　障がいのある方に対する普及

視覚障がいや知的障がいなど障がいのある方に対応する防災指導資料を作成配布し、災害時の対応など防災知識の向上を図る。

４　外国人に対する普及

外国人市民向けの防災啓発講座を実施するとともに、パンフレット等の内容を多言語で作成するほか、コミュニティＦＭを利用した防災関係の放送を多言語により実施する。

５　職員に対する防災教育

防災関係法令、地域防災計画、水防計画、各部において処理すべき防災事務又は業務、要配慮者の特徴とニーズ等に関する研修会等を各部の担当者に実施する。なお、研修会等を受講した各部の担当者は、防災知識、技術の向上及び市本部の円滑な運用を図るため、

所属において研修を実施する。また、各部は、災害活動を迅速、的確に行うため、所属で作成する災害応急対策マニュアルを所属職員に周知徹底を図る。

６　災害伝承

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

市は、地域住民や児童生徒等に対し、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、地域で過去に発生した災害についても普及啓発を行い、災害の教訓が後世まで伝承されるよう努める。

７　企業に対する普及

企業の防災意識、防災力の向上を図るとともに、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけるなど、地域貢献、地域との共生について意識啓発を図る。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

８　防災訓練への積極的参加

市、県及び防災関係機関等は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域住民、自主防災組織、企業等に対して、防災訓練への積極的参加について啓発に努め、必要に応じ指導、協力する。

第４節　防災訓練

【実施担当部】

１　都市防災部　　２　消防本部　　３　基盤整備部

〈方針〉

防災訓練は、災害応急対策が迅速かつ的確に実施することを目的に行い、毎年その内容を見直し、防災環境の変化に対応した実効性の高いものとするよう努める。

〈実施内容〉

１　訓練方法

市地域内の防災機関及び防災上重要な施設の管理者が訓練をおこなうにあたっては、水害、火災等それぞれの地域(施設)において発生が予想される被害の想定を明らかにするとともに、訓練環境について具体的な設定を行い、次の事項に留意し訓練を実施する。

(1)　応急対策体制の確認、評価等

市は、防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等各関係機関相互の協力の円滑化を図る。

(2)　住民の防災意識の向上

住民一人ひとりが、日常及び災害時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対する備えや適切な活動が行えるよう実践的な訓練を実施することにより、防災意識の向上と知識の普及啓発、災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

(3)　要配慮者等への配慮

要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、要配慮者・避難行動要支援者を地域で支援する体制の整備を図るとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

(4)　市域を超えた災害を想定した訓練への参加

市は、国、県、原子力規制委員会、事業者等が実施する大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した訓練（参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す図上訓練等）に積極的に参加し、現場における判断力の向上を図るよう努めるものとする。

２　訓練種別

(1)　総合防災訓練

ア　実施の時期

防災週間、その他防災に関係する日等、訓練に効果がある時期に実施する。

イ　実施地域

災害の発生するおそれのある地域、災害が発生した場合に被害が拡大するおそれのある地域等、訓練に効果がある場所で実施する。

ウ　実施方法

市、県、指定行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関、自主防災組織、地域住民、事業所等が一体となって、同一想定に基づき実践的な内容の応急対策活動を実施する。また、災害応援に関する協定に基づく団体、ＮＰＯ・ボランティア等に対し訓練の参加を求める。

訓練科目	訓練実施機関
警報等伝達訓練	市内各関係防災機関等
通信訓練	非常通信協議会、その他通信機関
避難訓練	警察、消水防機関等
救出訓練	警察、消水防機関、自衛隊
医療訓練	市民病院、保健所及び民間医療機関
炊出しその他救出等訓練	市内各奉仕団、自主防災組織団体
消水防訓練	消水防機関等
広域応援訓練	応援協定締結機関
その他訓練	関係機関

(2)　地域防災訓練

地域住民による自主防災組織が主となり、地域住民による情報の収集及び伝達、出火防止、初期消火、避難誘導、応急救護訓練、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する。訓練は、集合型防災訓練、発災型防災訓練又は災害図上訓練（ＤＩＧ）、避難所運営訓練（ＨＵＧ）などにより実施する。

(3)　水防訓練

「岐阜市水防計画」の定めるところにより、訓練を実施する。

また、地下街及び大規模工場等の所有者又は管理者は、**本章第24節　地下街等保安対策４　避難体制等の確立（P81）**、要配慮者利用施設の管理者は**本章第８節　要配慮者・避難行動要支援者対策　７要配慮者利用施設等の保安対策(P44～45)**に基づき、施設の浸水防止、避難確保に関し必要な訓練を実施する

(4)　土砂災害訓練

土砂災害に対する警戒避難体制の整備を図るため、出水期前に訓練を実施するほか、必要に応じて県と合同して訓練を実施する。

また、要配慮者利用施設の管理者は**本章第８節　要配慮者・避難行動要支援者対策　７要配慮者利用施設等の保安対策(P44～45)**に基づき、避難確保に関し必要な訓練を実施する。

(5)　消防訓練

消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて他の市町村、県、事業所等と合同して訓練を実施する。

(6)　避難等救助訓練

関係計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、消防本部と連携し、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、事務所、工場、興行場、百貨店、その他多数の者が利用する施設は、利用者等の人命保護のため避難設備を整備し、訓練を実施する。

また、社会福祉施設における訓練は、災害が発生したときの避難場所、避難誘導方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年２回以上（児童福祉施設においては月１回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。うち、入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を１回以上実施する。

(7)　原子力災害対策訓練

市は、原子力災害対策の円滑な遂行を図るため訓練を実施する。なお、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第 13 条に基づき行う総合的な防災訓練に、市が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

ア　緊急時通信連絡訓練
イ　緊急時モニタリング訓練
ウ　原子力災害医療活動訓練
エ　住民に対する情報伝達訓練
オ　住民避難訓練

(8)　様々な複合災害を想定した机上訓練

市は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

(9)　その他の訓練

市及び防災関係機関は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連携を図り、それぞれの計画が円滑に実施されるよう、他の訓練と併せ又はそれぞれ単独で次の訓練を実施する。

ア　気象警報等の伝達
イ　災害応急対策活動従事者の動員
ウ　災害情報等収集及び伝達
エ　土砂災害対策
オ　災害警備
カ　道路交通対策及び緊急輸送対策
キ　災害対策本部の設置
ク　情報連絡員や応援職員等の派遣
ケ　その他

第５節　自主防災組織の育成と強化

【実施担当部】

１　都市防災部　　２　消防本部　　３　市民協働推進部

〈方針〉

大規模災害が発生した場合には、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想されるため、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく、自主的な防災活動が実施されるよう、自主防災組織の重要性について認識を広め、自主防災組織の育成強化を促進する。

〈実施内容〉

１　自主防災組織づくり

現在、50の自主防災隊（団）が組織されている。市は、防災計画、地域防災コミュニティ計画の作成支援及び防災訓練等の指導を行い、その育成強化を推進するとともに、地域の実情に応じた防災資機材等の整備に努める。また、自治会加入を促進し、組織の強化を図るとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努める。

(1)　組織の規模

組織的な活動を円滑に行うため、市民生活の基礎的な地域として一体性を有する自治会連合会等を単位とする。

(2)　災害時の組織の編成及び分担任務

自主防災隊(団)長	総括情報班	情報の収集及び伝達、災害広報
	消、水防班	消、水防活動、出火防止の広報
	救出救護班	負傷者の救出、救護
	避難誘導班	避難誘導、危険箇所等の把握
	避難行動要支援者支援班	避難行動要支援者の安否確認、その他支援
	給食給水班	炊出し、給食救援物資の配分の協力
	市民消火班（隊）	初期消火、避難路の確保、延焼防止、生活用水の確保

参照：市民消火隊一覧（資料 P366～367）

(3)　平常時の役割

ア　防災意識の向上及び防災知識の普及に関すること。
イ　災害予防に関すること。
ウ　防災訓練、防災研修会等の実施に関すること。
エ　消火、水防資機材、避難誘導用具の整備に関すること。
オ　非常食等の備蓄指導、防災資機材の取扱いに関すること。
カ　高齢者、障がい者、負傷者などの避難行動要支援者の把握に関すること。
キ　その他防災上必要な事項。

２　各自主防災組織の防災計画等の策定

各自主防災組織は、災害時の活動を迅速、的確に行うため、防災計画及び地域防災コミュニティ計画を策定し、随時見直しを図る。なお、当該計画が、災害対策基本法第42条第3項における「地区防災計画」としての性格を併せ持つ場合、当該計画を地区防災計画として市に提案することができる。

市は、地区防災計画の提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を記載する。また、災害時に避難行動要支援者の支援を円滑に実施するため、各地域で協議会等を設置し、避難行動要支援者の支援行動マニュアルを策定する。

なお、「個別避難計画」が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を策定、改訂する場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。

３　防災リーダーの育成

市は、自主防災組織からの推薦を受けた者を対象に、防災士育成支援事業を実施し、防災知識及び技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実させ、地域防災力の向上を図る。その際、避難所の運営にも男女の視点を取り入れ、避難者一人ひとりのニーズを把握し細やかな支援を行うため、女性の防災リーダーの育成に努めるものとする。

４　自主防災組織の現況

本市における自主防災組織の編成状況は、次のとおり。

ブロック	組　織　名	
中部１ブロック	金華自主防災隊	京町自主防災隊
	明徳自主防災隊	梅林自主防災隊
	白山自主防災隊	華陽自主防災隊
中部２ブロック	徹明自主防災隊	本郷自主防災隊
	木之本自主防災隊	本荘自主防災隊
	鏡島自主防災隊	
東部１ブロック	岩自主防災隊	芥見校区自主防災隊
	芥見南自主防災隊	芥見東自主防災隊
東部２ブロック	日野校区自主防災隊	長森西自主防災隊
	長森北自主防災隊	長森東自主防災隊
	長森南自主防災隊	
南部１ブロック	加納東自主防災団	加納西自主防災団
	茜部自主防災隊	厚見自主防災隊
南部２ブロック	三里自主防災隊	鶉自主防災隊
	市橋自主防災隊	日置江自主防災隊
	柳津町自主防災隊	

日光ブロック	早田自主防災隊	則武自主防災隊
	城西自主防災隊	島自主防災隊
北部１ブロック	三輪北自主防災隊	三輪南自主防災隊
	藍川自主防災隊	岩野田北自主防災隊
	岩野田自主防災隊	常磐自主防災隊
北部２ブロック	長良東自主防災団	長良西自主防災隊
	長良自主防災隊	鷺山校区自主防災隊
西部ブロック	木田自主防災隊	七郷自主防災隊
	黒野自主防災隊	西郷自主防災隊
	方県自主防災隊	合渡自主防災隊
	網代校区自主防災隊	

（令和5年4月1日現在50組織）

５　消防団、水防団、交番等との連携強化

各自主防災組織は、消防団、水防団、交番等との連携を強化し、迅速、的確な自主防災活動を推進する。

６　災害奉仕団との連携

各自主防災組織は、地域の災害奉仕団との連携を強化し、迅速、的確な自主防災活動を推進する。

奉　仕　団　名	事　務　局	電　話
女性の会連絡協議会奉仕団	教育委員会事務局　社会・青少年教育課	265-4141
岐阜市赤十字奉仕団	岐阜市社会福祉協議会	255-5511

参照：各奉仕団一覧（資料P363～P365）

７　防災資機材の整備

市は、自主防災活動に必要な資機材を、各コミュニティ防災センター等に配備している。なお、一部資機材については、各地域の小学校等指定拠点避難所に分散配備している。

施　設　名　称	所　　在　　地
岐阜市西部コミュニティ防災センター	下鵜飼1丁目105番地
岐阜市北部コミュニティ防災センター	八代1丁目11番13号
岐阜市南部コミュニティ防災センター	加納城南通1丁目20番地
岐阜市消防本部防災センター倉庫	美江寺町2丁目9番地
岐阜市日光資機材倉庫	日光町9丁目1番地3
岐阜市東部コミュニティ防災センター	芥見4丁目80番地
岐阜市長森コミュニティ防災センター	前一色1丁目2番1号
岐阜市市橋コミュニティ防災センター	市橋6丁目13番25号

施　設　名　称	所　　在　　地
岐阜市北東部コミュニティ防災センター	福富迎田6番地1

参照：災害応急対策用資機材（資料P406）

８　事業所及び施設等の自衛消防組織

市は、事業所、施設等の自衛消防組織の整備充実を指導する。また、自主防災組織と自衛消防組織との連携強化を図る。

事業所及び施設等は、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は軽減に努める。

第６節　避難対策

【実施担当部】

１　都市防災部　　２　福祉部　　３　まちづくり推進部　　４　都市建設部
５　保健衛生部　　６　避難所施設を管理する部

〈方針〉

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民は、速やかに危険な場所から避難することが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導体制の整備を図る。その際、避難とは「難」を「避」けることであり、「屋内安全確保」（上階への移動を含む）の考え方や安全な親戚宅や友人宅も避難先として検討すること等、避難行動に関して「命を守る最善の行動」について留意点の周知を併せて行う。また、住宅の倒壊等により、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測されるため、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

〈実施内容〉

１　避難計画の策定

(1)　市

市は、災害時に安全かつ迅速な避難誘導や住民の安否情報の収集などが行えるよう避難計画を策定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

特に、高齢者等避難の発令により、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った支援を行うものとする。計画の内容について、訓練の実施や、各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成、配布などにより地域住民に周知徹底する。

また、住民等が自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載したマイ・タイムラインアプリ「防災サポート」の活用、「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。

(2)　施設管理者等

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

地下街及び大規模工場等の所有者又は管理者は、**本章第24節　地下街等保安対策４避難体制等の確立（P81）**、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は**本章第８節　要配慮者・避難行動要支援者対策　７要配慮者利用施設等の保安対策(P44～45)**に基づき、施設の浸水防止、洪水や土砂災害時の避難確保に関し必要な計画を策定し、計画に基づき訓練を実施する。

２　広域避難

(1)　市は、広域的な避難（一時滞在）に関する事項について、「岐阜市災害時受援・支援計画」により行うこととしているが、平常時より市外への避難について、周辺市町と調整を図るとともに、予想できる実施時の課題等を事前に検討する。

協定：災害時における越境避難に関する協定書

（岐阜市、羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市、山県市、笠松町、北方町、岐南町）別冊

(2)　市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対して当該他の都道府県との協議を求めるほか事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に対して報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(3)　県は、市から協議要求があった場合は、他の都道府県と協議を行うものとする。

(4)　県は、市の地域や県域を越えた避難所開設や運営等について、周辺市町村や周辺県とその調整を図る。

(5)　市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者の受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

３　避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の基準

(1)　発令の判断基準

避難指示等の基準は、概ね次による。

【高齢者等避難】 (1)　河川水位が避難判断水位に達し、更に水位の上昇のおそれがあるとき (2)　堤防の軽微な漏水、浸食等が発生したとき (3)　大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）が「警戒（赤)」となり、土砂災害警戒情報に関するメッシュ情報（土砂災害危険度判定）において土砂災害警戒情報の基準に達するおそれがあるとき (4)　大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されているとき (5)　その他の災害において、避難行動要支援者が避難行動を開始しなければ、人的被害の発生する可能性があるとき
【避難指示】 (1)　河川水位が氾濫危険水位に達し、更に水位の上昇のおそれがあるとき (2)　堤防の異常な漏水・浸食等が発生したとき (3)　土砂災害警戒情報が発表されたとき (4)　土砂災害危険度分布（土砂キキクル）で「危険（紫)」となったとき (5)　土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水、地下水の濁り、渓流の水量の変化等）など、土砂災害の危険性が著しく高まったとき

(6)　その他の災害において、人的被害の発生する可能性が高くなったとき
【緊急安全確保】 (1)　河川水位が堤防高を超えると予想されるとき (2)　各水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達する恐れが高いとき (3)　漏水・浸食の進行や亀裂等により堤防の決壊の恐れが高まったとき、決壊や越水・溢水が発生又は氾濫発生情報が発表されたとき (4)　土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）で「災害切迫（黒)」となったとき (5)　土砂災害が発生したとき (6)　大雨特別警報（浸水害、土砂災害）が発表されたとき (7)　その他の災害において、人的被害の発生する可能性が著しく高くなったとき

注：表中の河川水位は、**第３章第１節第２項警戒体制２第二警戒体制　参考（河川水位）（P122）**による。詳細は、**第３章第10節３水防警報、洪水警報の発表と解除(3)量水標設置所及び水位基準（P197）参照**

(2)　避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

市は、避難指示等の詳細な判断基準、避難すべき区域等について、国、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の特性、収集できる情報を踏まえ、国の「避難指示等に関するガイドライン」に沿った「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成し、住民への周知徹底に努める。また、避難指示等を、住民に対し、迅速にわかりやすく周知するため、伝達に係る定型文やホームページ掲載情報の雛型について、あらかじめ検討、作成しておくものとする。

(3)　避難指示等の助言に係る体制の整備

市は、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるため、連絡調整窓口や連絡方法の取り決めなど、必要な準備を整えておくものとする。

４　避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の伝達方法

避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の伝達方法は、次による。

(1)　高齢者等避難

広報車、防災行政無線、岐阜市ホームページ、岐阜市公式フェイスブック、
岐阜市公式ツイッター、岐阜市公式ＬＩＮＥ、緊急速報メール、
緊急割り込み放送（防災ラジオ自動起動)、自主防災隊長へ電話連絡、
岐阜市気象･災害情報等メール配信サービス、民間事業者が運営するポータルサイト、
スマートフォンアプリ

(2)　避難指示、緊急安全確保

広報車、防災行政無線、岐阜市ホームページ、岐阜市公式フェイスブック、
岐阜市公式ツイッター、岐阜市公式ＬＩＮＥ、緊急速報メール、
緊急割り込み放送（防災ラジオ自動起動)、自主防災隊長へ電話連絡、
岐阜市気象･災害情報等メール配信サービス、民間事業者が運営するポータルサイト、
スマートフォンアプリ、岐阜放送・エフエム岐阜等報道機関への情報提供

注：防災行政無線により緊急安全確保、避難指示の伝達を行う場合は、サイレンを吹鳴

する。

５　指定緊急避難場所

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、指定緊急避難場所として指定し、図記号を用いた看板の設置等により地域住民への周知徹底を図る。また、防災公園の整備等、指定緊急避難場所の充実を図るとともに、災害時の施設開放責任者をあらかじめ定めるなど、管理体制を整備する。

自主防災組織や単位自治会は、避難所への組織的な移動を円滑に行うため、あらかじめ、指定緊急避難場所等の中から、集合場所を定めておくよう努める。

なお、状況によっては、指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない場合もあるため、必要に応じ、近隣の安全な場所への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」を行う必要があることに留意する。

参照：指定緊急避難場所兼指定一般避難所一覧　（資料P368～P373）
指定緊急避難場所一覧　（資料P374～P386）

協定：大規模災害時における臨時避難場所の開設等に関する協定書
（㈱トヨタオートモールクリエイト）　別冊
大規模災害時における臨時避難場所の開設等に関する協定書
（㈱イトーヨーカ堂）　別冊
大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書
（イオンリテール㈱東海カンパニー）　別冊
大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書
（カワボウ㈱、イオンリテール㈱東海カンパニー）　別冊
大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書
（㈱ LIXILビバ）　別冊
大規模災害時における駐車場の一時使用に関する協定書
（㈱エディオン）　別冊

６　広域避難場所

災害により地域全体が危険になった場合に避難する場所をいい、概ね次の基準による。

(1)　面積は、概ね10ヘクタール以上の空地等であること。
(2)　大火輻射熱を考慮し、周囲の木造密集度に応じて木造地域から適当な間隔があること。
(3)　広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の２%未満であり、かつ散在していること。また、多量の危険物等が貯蔵されていないこと。
(4)　大規模ながけ崩れや浸水等の危険がないこと。
(5)　大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300メートル以上、建ぺい率５%程度の疎開地では200メートル以上、耐火建築物からは50メートル以上離れていること。
(6)　避難者の安全を図るために消防用水、飲料水等の整備及び応急救護所として利用できる建築物の確保が図れること。

参照：広域避難場所一覧　（資料P387）

７　指定避難所等

市は、公共施設の中から被災者が一定期間避難生活を送るための指定避難所を指定し、看板の設置等により地域住民に周知徹底を図るとともに、良好な避難所生活を過ごせるよう、環境の整備に努める。

指定避難所を指定したときは、その旨を県知事に通知するとともに、公示しなければならないとされているところ、その公示内容を明確化するため「指定一般避難所（指定避難所のうち指定福祉避難場所を除く）」の場合は、その名称、所在地及びその他市町村長が必要と認める事項、「指定福祉避難所」の場合は、その名称、所在地、その他市町村長が必要と認める事項及び受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨を公示する。また、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ定めるよう努める。

指定避難所は、指定緊急避難場所と兼ねることができることとし、その指定について、一定の基準を設けるとともに、指定避難所施設の管理について、指定管理者制度を導入している場合は、迅速に指定避難所を開設できるよう契約するとともに、指定避難所の設置にかかる役割分担等を定めるよう努める。

市は、指定避難所に指定する公共施設等のバリアフリー化、マンホールトイレ等災害用トイレの整備、トイレの洋式化など指定避難所施設の充実を進めるうえにおいて、要配慮者にも配慮した避難所施設の整備を図る。

参照：指定緊急避難場所兼指定一般避難所一覧　（資料P368～P373）
指定一般避難所一覧　（資料P388～P389）

(1)　指定一般避難所

指定避難所のうち被災者の滞在のために必要となる規模、速やかな被災者の受け入れ及び生活物資の配布、想定する災害の影響、災害救援物資の輸送等を考慮の上策定した指定基準に基づき、指定一般避難所を指定する。

覚書：災害時における施設開放に関する覚書（岐阜大学）　別冊

(2)　指定拠点避難所

指定避難所のうち、被災者の受け入れ及び支援の拠点となる施設を各地域において１箇所選定し、災害用備蓄食料、簡易トイレ、発電機、携帯電話の充電器等避難生活に必要な物資の備蓄を進める。

(3)　その他の避難可能施設

市は、指定避難所以外に、災害時に被災者の受け入れが可能な民間施設の確保に努める。確保する施設は、指定避難所の指定基準を準用し選定する。

参照：その他災害時に被災者の受け入れが可能な施設一覧（資料P390～P394）

(4)　指定福祉避難所

指定避難所内の一般避難スペースでは生活に支障をきたす要配慮者のために、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される社会福祉施設等を、地域や障がいの特性にも配慮のうえ、覚書を締結し指定する。

なお、市は、指定福祉避難所への円滑な避難者の受け入れを図るため、指定福祉避難所の開設訓練及び運営マニュアルの策定、必要な物資の備蓄を行う。

参照：指定福祉避難所一覧（資料P395～P397）

覚書：災害時における〇〇施設への避難者受入れに関する覚書等　別冊

また、社会福祉施設に限らず、要配慮者の受け入れが可能な施設の確保に努めるものとする。

協定：災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

（岐阜長良川温泉旅館協同組合）　別冊

災害時における宿泊施設の提供に関する協定

（一般社団法人岐阜ホテル会）　別冊

８　車中避難地の確保

市は、あらかじめ、規模の大きな運動場や、指定一般避難所となる小中学校のグランドの一部などを、車中避難者を集約する屋外避難所の候補地として選定しておくものとする。

９　円滑な避難所運営への備え

(1)　避難所運営マニュアル等の策定

市は、指定避難所の迅速な開設や、自主防災組織や指定管理者等を主体とした円滑な運営ができるよう、開設任務の役割分担を記した用紙や避難所運営マニュアルや避難所運営マニュアル（指定管理者編）をあらかじめ作成しておくものとする。また、新型コロナウイルス感染症の発生、流行を受け、避難所運営マニュアルに専門性を持たせた避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）を作成しておくものとし、適宜更新するものとする。

避難所運営マニュアル等の作成にあたっては、要配慮者用スペースの確保、避難者のプライバシーの確保、車中避難者への支援、避難者のニーズの的確な把握と物資要請の円滑化、エコノミークラス症候群対策、感染症対策、生活用品等の代替品の活用事例等の内容を盛り込むよう留意する。

(2)　避難所の良好な生活環境確保

市は、避難所運営マニュアルに沿った避難所運営のための各地域での避難所運営訓練（ＨＵＧ）の実施、専門家等との定期的な情報交換、避難施設ごとの開放可能なスペースや各スペースの開放優先度及び想定される用途等を定めた施設利用計画の策定、避難所の衛生状況を良好に保つための資機材の備蓄などにより、避難所において良好な生活環境が確保されるよう備えるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合等の対応を含め、平常時から防災部局と保健、福祉部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用や事前の協定締結等を含めて検討するよう努めるものとする。

10　避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

市は、消防団等の防災関係機関、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、

福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握、共有等、避難行動要支援者の避難誘導体制の整備に努める。

各地域は、市の支援により避難行動要支援者の避難支援に関する計画を作成し、避難行動要支援者の安否確認の方法、避難誘導の担当者を定める等避難体制の整備を図る。

11　避難に関する普及・啓発、避難時の支援

市は、市民の避難行動が、「自らの命は自ら守る」という意識のもとで的確に行われるよう、平常時から避難場所、避難所、災害危険区域等を明示した各種災害のハザードマップ、岐阜市総合防災安心読本等を活用して広報活動を実施する。

その際、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねる施設は特定の災害時には当該施設への避難が不適当であることを併せて周知するよう努めるものとする。

また、避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊危険区域等に存しないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしている場合は、屋内退避（上階への移動を含む）も選択肢となりうることについて、市は日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難の遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の高齢者等避難（警戒レベル３）や避難指示（警戒レベル４）が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておくものとする。

自主避難を含め災害が発生する前に避難をする場合、避難所へ食料や生活必需品は持参すること、避難時の周囲の状況等によっては、屋外を移動して避難するよりも、屋内に留まっていた方が安全な場合があり、屋内待避（上階への移動を含む）が必要な場合もあること、コミュニティバスなど公共交通機関が運行している時に避難することで避難方法や避難先の選択肢が広がるため、事前にタイムラインを設定し早期避難に努めることなど、避難行動時の留意点についても併せて広報し周知徹底を図るとともに、早期避難を促すため避難時にコミュニティバスを利用した場合の利用料を支援するものとする。

なお、高齢者等の避難行動に対する理解の促進を図るにあたり、市は、地域包括支援センターやケアマネージャーとの連携に努めるものとする。

12　住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確

に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。なお、避難状況の確実な把握や必要な支援についての情報の把握に向けて、市が指定した避難所・避難場所以外に避難をする場合があることに留意する。

13　原子力災害時の要配慮者施設等の保安対策

(1)　病院等医療機関における避難計画の整備

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するよう努める。

(2)　社会福祉施設における避難計画の整備

社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するよう努める。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

(3)　学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するよう努める。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

14　避難場所等における避難者の受入れ

市は、指定緊急避難場所や指定避難所等における避難者の受入れについて、住民票の有無に関わらず適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等に配慮しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第７節　必需物資の確保対策

【実施担当部】

１　都市防災部　　２　教育部　　３　子ども未来部　　４　保健衛生部

〈方針〉

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合においても、大規模災害時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要に対応できないことが予想されるため、個人、地域での備蓄や広域的な応援が必要である。また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要である。

そのため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、外部支援の時期を想定した最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料、物資等の確保を図る。

また、国等からの物資の支援を適切に受け入れるため、物流事業者等と連携し、支援物資を避難所まで円滑、確実に届ける体制整備を図る。

〈実施内容〉

１　公共備蓄

市は、公共備蓄の充実を図るとともに、その保管場所として指定拠点避難所及び中学校等に防災資機材倉庫を設置している。また、備蓄品の一部を集中的に管理するための、備蓄拠点となる施設の確保に努める。

なお、市は、備蓄品の品目、数量、更新時期等に関する計画を策定し、計画的な備蓄品の確保、管理に努めるものとする。

(1)　食料、飲料水、生活必需品等

ア　食料、飲料水

被害想定を上回る避難者が発生することも想定し、指定拠点避難所、中学校等に食料等（約２３万５千食）、飲料水（約３万９千ℓ）等を備蓄しており、更にその充実を図るとともに、アレルギー体質などにも考慮した食料の備蓄に努める。

イ　生活必需品

生活必需品として紙おむつ、おしりふき、生理用品等を備蓄しており、更に女性、乳児、障がいのある人等に配慮した、生活必需品等の備蓄に努める。

参照：災害用備蓄食料等（資料P398～P403）

(2)　防災資機材

指定拠点避難所、中学校、コミュニティ防災センター、消防署、分署等に救助に必要な防災資機材等を配備しており、災害時に使用できるよう点検整備を行う。

参照：災害応急対策用資機材（資料P406）

(3)　テント

コミュニティ防災センター、学校等にテントを備蓄しており、災害時に使用できるよう維持管理する。

参照：テント備蓄状況（資料P407～P410）

(4)　安定ヨウ素剤

原子力災害が発生した際に、市民の内部被ばく抑制に効果のある安定ヨウ素剤（約１７万３千人分）を岐阜市保健所に備蓄しており、原子力災害時に使用できるよう、管理更新を行う。

(5)　感染症対策資機材

医師や看護師等が救護所で医療活動を実施するときに備え、サージカルマスク１８万枚、グローブ５０万４千枚、エプロン９万枚を市内の小中学校等に配備する。

２　物資確保体制の整備

市は、各関係機関や民間事業者と生活物資の確保等に関する応援協定を締結するなど、調達から避難所までの輸送体制の構築及び体制の整備充実に努める。また、大規模な災害発生の恐れがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、災害時相互応援協定締結都市、各関係機関及び民間事業者からの円滑な物資支援が受けられるよう、総合防災訓練への相互参加や意見交換、支援要請訓練の実施などにより、連携の強化を図る。

協定：災害時の熱源確保に関する覚書　（岐阜県ＬＰガス協会岐阜支部）別冊
災害時における燃料の確保に関する覚書（岐阜県石油商業組合岐阜支部）別冊
災害時における応急生活用物資の確保に関する覚書（ぎふ農業協同組合）別冊
緊急時における生活物資確保等の協力に関する協定（生活協同組合コープぎふ）　別冊
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
（イオンリテール㈱東海カンパニー）　別冊
災害時における生活必需物資の調達に関する協定（㈱バロー）　別冊
災害時における生活物資の調達、輸送及び保管に関する協定
（岐阜流通センター協同組合連合会）　別冊
災害時における食糧供給に関する協定書　（㈱コガネパン）　別冊
災害時における物資の輸送等に関する協定　（赤帽岐阜県軽自動車）　別冊
災害時における物資の輸送及び保管等に関する協定
（岐阜県トラック協会岐阜支部）別冊
災害時における物資供給に関する協定　（NPO法人コメリ災害対策センター）別冊

３　個人備蓄等

(1)　個人備蓄

ア　市民は、食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、マスク、消毒液、体温計等、最低限の生活を確保するための備蓄品や感染症対策品を、世帯人数の３日分以上を目標に各自備蓄するよう努める。

なお、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に配慮する。飲料水の備蓄にあたっては、１人１日３ℓを基準とし、貯水容器は、衛生的で、安全性が高く、破損しないものとする。

イ　市民は、各自非常持出品の準備に努める。（救急箱、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ、乾電池等）

ウ　愛玩動物を飼養する市民は、同行避難や避難所での飼養のための準備をしておくものとする。

(2)　自主防災組織における共同備蓄

個人備蓄の不足を考慮し、自主防災組織で共同備蓄に努める。

第８節　要配慮者・避難行動要支援者対策

【実施担当部】

１　福祉部　　２　都市防災部　　３　市民協働推進部　　４　ぎふ魅力づくり推進部
５　消防本部　　６　保健衛生部　　７　子ども未来部

〈方針〉

近年の災害においては、高齢者、障がい者等の、自力で避難することが困難な、いわゆる避難行動要支援者が被害を受けるケースが多くなっている。今後、高齢化等により、避難行動要支援者数は益々増加することが予想されるため、市、社会福祉施設等の関係機関は、本計画及び「岐阜市避難行動要支援者支援計画」に定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成し、関係団体、地域住民等の協力を得て、避難行動要支援者支援体制を確立する。

〈実施内容〉

１　避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害対策基本法第４９条の１０第１項の規定に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。作成の方法は次のとおりとする。

(1)　名簿登録に係る意向調査

市は、以下に掲げる要件に該当する要配慮者に対して、「避難行動要支援者名簿登録に係る意向調査書」（避難行動要支援者名簿登録申請・個別避難計画作成・計画情報提供書）」により、名簿登録に係る意向を調査し、「避難のための支援が必要」と申し出た者を避難行動要支援者とし、避難行動要支援者名簿に登録する。

【避難行動要支援者名簿登録に係る意向調査対象とする要配慮者】

区分	要件
①　高齢者等	６５歳以上の高齢者で、ひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯の届出をしている者 要介護度認定を受けている者（要介護度１～５）
②身体障がい者	身体障害者手帳所持者（１～６級）
③知的障がい者	療育手帳所持者（Ａ・Ａ１・Ａ２・Ｂ１・Ｂ２）
④精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳所持者（１～３級）

なお、名簿の作成に必要となる個人情報は、災害対策基本法第４９条の１０第３項の規定に基づき、福祉部及び保健衛生部が保有する要配慮者の情報を目的外使用して、対象とする要配慮者に関する情報を把握する。

《情報の内容》

(ｱ)氏名　(ｲ)生年月日　(ｳ)性別　(ｴ)住所又は居所
(ｵ)電話番号その他連絡先　(ｶ)避難支援等を必要とする事由
(ｷ)要配慮者の区分　(ｸ)調査書の回答の有無

(2)　調査書の提出がない場合の判断

次に掲げる要件のいずれかに該当する者を避難行動要支援者として取り扱い、避難行

動要支援者名簿に登録する。該当しない場合は、避難行動要支援者名簿に登録しないものとする。

区分	要件
①　高齢者等	６５歳以上の高齢者で、ひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯の届出をしている者 要介護度認定を受けている者（要介護度３～５）
②身体障がい者	身体障害者手帳所持者（１級・２級又は３・４級（下肢・体幹・脳原性移動機能障害））
③知的障がい者	療育手帳所持者（Ａ・Ａ１・Ａ２）
④精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳所持者（１級）

(3)　名簿登録の意向調査対象とする要配慮者以外の者

避難支援等を必要とする事由があり、自力での避難が困難であると申し出があった場合は、避難行動要支援者名簿に登録する。

(4)　社会福祉施設入所者及び長期入院患者

施設において支援がなされるため、避難行動要支援者名簿に登録しないものとする。

２　名簿の外部提供

(1)　市は、災害の発生に備え、平常時から避難行動要支援者名簿を、以下の避難支援等関係者へ提供する。

①　災害対策基本法第２条の２第２号に規定する自主防災組織
②　民生委員法に規定する民生委員及び児童福祉法第１６条に規定する児童委員
③　消防組織法第１８条第１項に規定する消防団
④　社会福祉法第１０９条第１項に規定する社会福祉協議会
⑤　警察法第５３条第１項に規定する警察署

(2) 平常時からの名簿の外部提供にあたっては、岐阜市避難行動要支援者名簿の名簿情報の提供に関する条例第３条の規定により、避難行動要支援者となる本人の同意を要しないものとする。

提供の際、名簿の情報漏えいを防止するため、避難行動要支援者名簿の提供を受ける者に対し、「避難行動要支援者名簿受領書兼誓約書」の提出を求め、名簿情報を適正に管理するよう徹底する。

３　名簿の更新

都市防災部は、避難行動要支援者名簿の情報を、常に最新のものとするため、福祉部及び保健衛生部が保有する要配慮者情報を、月１回、避難行動要支援者名簿の管理システムに反映し、データの更新を行う。また、概ね１年に１回を目安に、新旧の名簿の交換により、避難行動要支援者名簿の更新を行う。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

４　個別避難計画作成（地域ぐるみの支援体制）

(1)　個別避難計画作成の推進及び支援

災害時に地域ぐるみで避難行動要支援者の安全を確保するため、各自主防災組織は、「岐阜市避難行動要支援者支援計画」を指針とし、他の避難支援等関係者等と連携し避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」作成を推進する。

市は、避難行動要支援者名簿の提供等により、個別避難計画作成を支援する。また、計画作成の優先順位が高いと判断された避難行動要支援者については、上記に関わらず、日常的に関わりが深い福祉事業者等と連携を模索し、作成を推進する。

(2)　避難支援等関係者による支援体制づくり

避難支援等関係者である、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会（社協支部）及び警察署は、災害時に、地域ぐるみで避難行動要支援者の安全を確保するため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報を適切に活用し、個々の避難行動要支援者と日常的に関わりのある親族や近隣住民と連携し、平常時から見守り活動を行う。

市は、個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するため、個別避難計画情報の提供を受ける者から誓約書等の提出を求め、適正に管理するよう必要な措置を講ずる。

(3)　円滑な避難のための立退きを行うための配慮

市は、避難支援等関係者が、避難行動要支援者の避難支援を早い段階から実施できるよう、避難準備情報を適切に発令する。発令にあたっては、分かりやすい表現に努めるとともに、多様な手段を活用して伝達する。また、市は、支援の中心となる自治会長、民生委員に防災ラジオを配布し、支援の初動体制の充実を図る。

(4)　避難支援を行う場合の避難支援等関係者の安全確保

避難支援関係者本人が被災することのないよう、あくまで可能な範囲での支援を行うよう徹底する。

５　防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

市は、地域における避難行動要支援者の支援体制の強化、また、避難行動要支援者自身が自らの災害対応能力を高められるよう、地域住民、避難行動要支援者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域で防災訓練、防災教育等が行われるよう指導する。

６　施設、設備等の整備

(1)　市は、避難行動要支援者が緊急時に通報する緊急通報システムを順次、設置するとともに、避難行動要支援者の所在等を把握した防災マップの作成、普及に努める。

(2)　市は、指定避難所での要配慮者の受入れに備え、要介助者用トイレ等、必要な資機材の備蓄に努める。

(3)　市は、福祉施設管理者の協力により、指定一般避難所等では生活に支障をきたす要配慮者等の受入れ体制の充実を図るとともに、高齢者や障がい者等が、指定福祉避難所での生活において必要とする災害時用折りたたみベッドの設置を進めるなど日常生活用具

等の円滑な調達供給に努める。

7　要配慮者利用施設等の保安対策

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に係る具体的計画を策定する。

特に、浸水想定区域、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設については、以下により当該災害に対する「避難確保計画」を策定するなど、保安対策を実施する。

(1)　避難確保計画の策定対象とする要配慮者利用施設

対象とする要配慮者施設は、浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に立地する以下の施設とする。

ア　高齢者施設

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設）、軽費老人ホーム、ケアハウス、生活支援ハウス、介護老人保健施設、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、介護付き有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者介護）、有料老人ホーム、デイサービス（通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）、ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）、小規模多機能型居宅介護、老人福祉センター、老人憩の家、三田洞神仏温泉、高齢者福祉会館、サービス付き高齢者住宅

イ　障がい児・者施設

視覚障害者情報提供施設、聴覚障害者情報提供施設、盲人ホーム、地域活動支援センター、障がい者専用プール、療養介護施設、生活介護施設、短期入所施設、施設入所支援施設、自立訓練施設、就労移行支援施設、就労継続支援Ａ型施設、就労継続支援Ｂ型施設、共同生活援助施設、障害児通所施設、障害児入所施設、障害者小規模通所援護事業施設、幼児支援教室

ウ　乳幼児施設

子ども相談センター、助産施設、母子生活支援施設、保育所（市立、私立、認可外保育所、認定こども園）、幼稚園、児童厚生施設、児童養護施設、乳児院

エ　学校

小学校、中学校、特別支援学校

オ　その他

婦人保護施設、隣保館、病院、診療所（有床施設）

参照：要配慮者利用施設一覧（P440～P470）

(2)　浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設の避難対策

ア　災害時の情報伝達

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設等の現況について把握し、要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が、災害時に適切な対応ができるよう、災害情報配信システムのメール配信機能や防災行政無線などにより、洪水予報、土砂災害警戒情報、避難指示等の的確かつ迅速な伝達に努める。また、浸水想定区域及び土砂

災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対し、洪水及び土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図る。

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、市の災害情報配信サービスに登録するなど、災害情報の積極的な取得に努める。

イ　避難確保計画の策定

浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を策定するとともに、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施する。

要配慮者利用施設を所管する部、都市防災部及び基盤整備部は、連携して避難確保計画の内容への助言を行うなど、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に所在する要配慮者利用施設等の所有者等が行う、避難計画の作成及び当該計画に基づく訓練について支援するとともに、計画策定及び避難訓練実施の状況について定期的な確認に努める。消防本部は、未作成の施設への作成の必要性の周知に協力する。

８　人材の確保とボランティアの活用

市は、避難所生活において要配慮者を介助する者等を確保するため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努めるとともに、ボランティアの活用と活動の支援を図る。

９　外国人等に対する防災対策

市は、外国人が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、インターネット、ＳＮＳなど多様な手段を用いた多言語による情報伝達を図るとともに、災害時用指さし会話シートの作成及び備蓄、指定緊急避難場所及び指定一般避難所を示す看板及び避難所における避難者カードの多言語化、災害行動マニュアルの配布を行う。

第９節　医療（助産）救護体制の整備

【実施担当部】

１　保健衛生部（保健所）　２　市民病院部　３　薬科大学部　４　消防本部
５　教育部

〈方針〉

大規模災害時には、多数の負傷者の発生が予想され、また、医療機関の機能停止、混乱も予想されるため、医療（助産）救護活動が迅速に実施できるよう、医療（助産）体制の整備拡充を図る。

〈実施内容〉

１　災害時医療救護計画に基づく活動

(1)　災害時医療救護計画

市は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会と締結する災害協定を基に策定した災害時医療救護計画に基づき、医療救護施設（救護所）や搬送などの医療救護活動を行う。

なお、保健衛生部は、必要に応じ災害時医療救護計画の見直しを図る。

協定：災害時における医療救護に関する協定（岐阜市医師会）　別冊
災害時における歯科医療救護に関する協定書（岐阜市歯科医師会）　別冊
災害時における薬剤の指導、医薬品管理等に関する協定書（岐阜市薬剤師会）　別冊

(2)　関係機関の調整

保健所長は、市医療救護本部において、医療救護情報を集約し、市医師会長とともに関係機関の調整を図る。

２　効率的な医療を確保するための研修

効率的な医療を確保するため、市及び医療機関は連携してトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）技術、災害時に多発する傷病の治療に関する技術等の取得に努める。

《トリアージの基準例》

○　傷病者

優先度	処　置	識別	疾　病　状　況	診　　断
1	最優先	赤	生命の危機的状態で直ちに処置の必要な者	気道閉塞又は呼吸困難、重症熱傷、心障害、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショック
2	待　機	黄	2～3時間処置を遅らせても悪化しない程度の者	熱傷、多発又は大骨折、脊髄損傷、合併症のない頭部外傷
3	保　留	緑	軽度外傷、通院加療が可能程度の者	小骨折外傷、範囲小熱傷（体表面積の10%以内）で気道の熱傷を含まない者、精神症状を呈する者
4	死　亡	黒	生命兆候のない者	すでに死亡している者

○歯科的疾病者

優先度	処　置	識　別	疾　病　状　況	診　　断	対　　応
2	待　機	黄	著しい咀嚼困難で痛みの激しい者、出血の多い者	顎骨折、顎関節骨折、顎骨亀裂骨折、歯槽骨骨折、口腔内裂傷等	救護所において患者が医療機関を受診するにあたる応急処置を行う
3	保　留	緑	咀嚼困難で痛みのある者、ない者、出血のある者	顎関節損傷、歯槽骨亀裂骨折、歯牙破折、歯牙打撲、歯牙脱臼、歯牙亜脱臼、口腔内裂傷等	救護所において応急処置を行う

※トリアージ・タッグは、消防本部、保健所、市民病院、市医師会で常備すること。

３　災害医療の普及・啓発

市は、救急蘇生法、応急手当、トリアージの実施方法、必要性等に関し、市民への普及啓発に努める。

４　医薬品等の確保体制の確立

市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、次のとおり医薬品等の確保に努める。

(1)　救急医薬品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握

市は現在、災害のため助産の途を失った者の救援対策として、分娩セットを、避難者の口腔ケア対策のため、歯ブラシを備蓄している。

(2)　医療用血液の備蓄(岐阜県赤十字血液センター)、輸送体制の確保、献血促進

５　災害拠点病院等の整備

県は、地域の実情に応じて、災害時において、重症患者の処置及び収容並びに医療救護班の派遣等を行う拠点施設となる災害拠点病院を選定し、継続的医療提供体制を整備する。また、災害拠点病院等においては、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の整備等の充実に努めるものとする。

参照：管内病院調（資料P482～P484）

６　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の整備

県は、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の派遣を行う病院を岐阜ＤＭＡＴ指定病院として指定する。また、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、岐阜ＤＭＡＴ運用に関わる計画を策定し、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

参照：ＤＭＡＴ指定病院（資料P485）

第 10 節　防疫対策

【実施担当部】

１　保健衛生部（保健所）

〈方針〉

災害時においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生と蔓延の危険性が増大することから、「避難生活を過ごされる方々の健康生活に関するガイドライン」（厚生労働省）、「岐阜県災害時保健活動マニュアル」等により、的確、迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

〈実施内容〉

１　防疫体制の確立

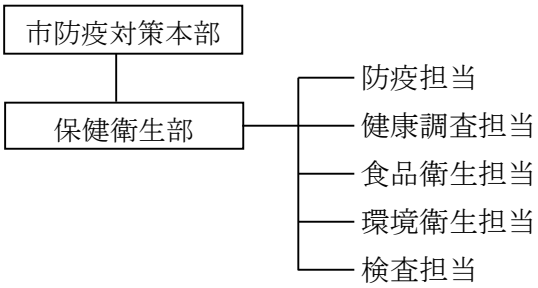

２　防疫用薬剤等の備蓄

保健衛生部は、防疫用薬剤を備蓄するとともに、調達計画を策定する。

３　感染症患者等に対する搬送体制の確立

保健衛生部は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努めるとともに、搬送体制の確立を図る。

第 11 節　文教対策

【実施担当部】

１　教育部　　２　薬科大学部　　３　女子短期大学部　　４　ぎふ魅力づくり推進部
５　市民協働推進部

〈方針〉

学校、その他の文教、研究機関等（以下「学校等」という）の土地、建築物、その他の工作物及び設備（以下「文教施設」という。）を災害から防護し、教育の確保と幼児、児童、生徒、学生（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全の確保を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。また、文化財の保護のため、市民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

〈実施内容〉

１　文教施設、文化財施設の不燃化、耐震構造の促進

(1)　文教施設

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の建設に当たっては、構造物の不燃化、耐震化に努める。

(2)　文化財施設

指定文化財等の施設を災害から防護するため、施設の耐震対策、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。

２　文教施設の防災機能の向上

文教施設は、指定避難所としている中で、小学校は、地域避難拠点として指定拠点避難所に位置付けているため、教育機能に併せ、施設のバリアフリー化やマンホールトイレ等災害用トイレの整備等防災機能の向上を図っている。

３　施設の予防対策

(1)　文教施設

ア　組織の整備

施設の補強、補修等(台風時における準備作業等)が、迅速的確に実施できるよう、職員の任務の分担及び作業員の配置等について、平常時からその組織を整備する。

イ　施設、設備の点検等

平常時から施設、設備の点検を実施し、危険箇所又は設備の故障等の早期発見に努めるとともに、異常を発見した場合には、迅速に補修、補強又は修理を行う。

ウ　資材等の整備

災害時の施設等の補修、補強に必要な資材、器具等を整備する。

(2)　文化財施設

指定文化財等を火災等の災害から防護するため、建造物等には消火栓、消火器等を設置し、被害の拡大防止に努めるとともに、文化財施設等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、火災予防に努める。

４　危険物の災害予防

化学薬品、その他の危険物を取扱い、又は保管する学校等にあっては、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取扱いに努めなければならない。特に災害時における安全の確保について、適切な予防措置を講じる。

５　防災教養

(1)　文教施設

市教育委員会、県及び学校等の管理者は、関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、又は講習会、研修会等を開催して防災に関する知識のかん養及び技術の向上に努める。また、各学校は、全職員の協力を得て、常に児童、生徒等の防災知識の普及に努めるとともに、児童、生徒等を通じて、その地域における防災知識の普及、防災意識の向上を図り、併せて災害の未然防止と災害時の応急対策についても十分周知させる。

なお、このため学校等は、次の事項に留意してその普及に努める。

ア　防災知識の普及は、通常の教育課程に位置づけて実施すること。特に学校行事等において実施される講話、避難訓練、消火訓練、運動会等の機会をとらえて、事前の指導として防災知識の普及に努めること。

イ　災害時にあっては、児童、生徒等の生命尊重、安全避難を第一とし、火災、風水害等それぞれの場合における生命の安全確保を図るため、施設、設備の状況、気象条件、地形条件等を十分に考慮して適切な避難計画を策定し、事前に児童、生徒等に周知を図ること。この場合において、特に低学年の児童には、よく理解させ徹底するとともに、盲ろう学校及び身体に障がいのある児童、生徒等の在学する学校等においては、避難方法や救助方法について詳細な計画を策定し、その安全確保に努めること。

ウ　学校等は、児童、生徒等の通学路の危険箇所について事前に調査し、登下校の指導や災害予防の知識について理解させ徹底すること。

エ　学校等は、消火作業や搬出作業等の応急対策活動に児童、生徒等を従事させる場合は、安全を確保したうえで実施させること。この場合において、学校等の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分に検討を行い、無理な活動を要求しないこと。

(2)　文化財施設

指定文化財の所有者又は管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設の職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期す。

６　避難その他の訓練

(1)　文教施設

学校等の経営者又は管理者は、関係職員に対して防災に対する認識を深めさせるとと

もに、災害時に適切な処置がとれるよう、気象情報等の伝達、児童、生徒等の避難、誘導等防災上必要な計画を策定し、災害状況に適応した訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の事項に留意する。

ア　計画及び訓練は、学校の種別、規模、施設設備の状況、児童、生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じ、具体的かつ適切なものとすること。

イ　訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と児童、生徒等の自主的な活動により十分な効果を得られるよう努めること。

ウ　火災、風水害等それぞれの場合における計画を策定し、梅雨や台風などの降雨期の前に訓練を実施すること。なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、実効性のあるものとすること。

エ　訓練は、毎学期１回程度実施すること。特に「防災週間」(8月30日～9月5日)、「県民防災の日」（10月28日）、「市民防災の日」（毎月１日）、「防災とボランティア週間」(1月15日～1月21日)の期間等に実施することが、より訓練の重要性を認識できることから、この期間に実施するよう努めること。

オ　訓練の実施に当たっては、事前に施設、設備、器具及び用具等について事前に点検するとともに、事故防止に努めること。

カ　災害時における組織活動が円滑に行われるよう、平素から全職員及び児童、生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底すること。

(2)　文化財施設

ア　指定文化財等の所有者又は管理者は、毎年1月26日の「文化財防火デー」にあわせて文化財防火訓練を実施するよう努めること。

イ　計画の策定及び訓練の実施に当たっては、消防機関の協力を得ること。

ウ　訓練実施後は、十分な評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じ関係計画の修正を図ること。

7　臨時休校の特例

災害の発生が予想される場合の学校の臨時休校等については、次による。

(1)　市立学校

災害の発生が予想される場合の市立学校の臨時休校等については、市教育委員会が決定して行う。

なお、薬科大学、女子短期大学については、それぞれの計画による。

(2)　国、県立学校

国及び県のそれぞれの計画による。

(3)　私立学校

学校管理者が決定し、徹底を期す。

第12節　ボランティア活動の環境整備

【実施担当部】

１　市民協働推進部　　２　福祉部　　３　市社会福祉協議会

〈方針〉

大規模災害時におけるボランティア活動の必要性、重要性から、市は、ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る必要がある。

そのため、日本赤十字社岐阜県支部、市社会福祉協議会やＮＰＯ等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の環境を整備する。

〈実施内容〉

１　ボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくり

市は、ボランティアの自主性を重視しつつ、市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部及びＮＰＯ等との連携を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。

２　ボランティアの組織化及びネットワーク化の推進

市は、関係団体による連絡協議会等の設置を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を図り、災害時にＮＰＯ・ボランティアが連携して活動できるよう、ボランティアの活動及び調整の体制、活動上の安全確保、被災者ニーズの情報提供方策等について意見や情報交換を行う会議を開催するなど、団体相互間のネットワーク化を図る。

また、市は、社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するよう努める。

３　災害ボランティアの登録

市は、市社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動が、円滑かつ効果的に行われるよう、受入れ体制づくりについて支援する。また、ボランティアの登録状況について把握する。

(1)　対象者

ア　18歳以上で災害ボランティア活動が可能な者

イ　15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者

(ｱ)　グループの活動であること

(ｲ)　グループに20歳以上の指導者がいること

(ｳ)　原則として県内の活動に限ること

(2)　登録後の活動要請

次の場合に市社会福祉協議会からボランティア活動を要請する。

ア　災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合
イ　災害が発生し、災害ボランティア活動が必要と認められる場合

４　ボランティア活動の推進

市及び市社会福祉協議会は、災害ボランティア計画により、災害時のボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、ボランティアコーディネーターの育成に努める。

なお、市は、ボランティアコーディネーターの育成について支援する。

５　ボランティア活動拠点の整備

市は、災害時に災害ボランティア活動の拠点となるぎふメディアコスモスに、必要な情報機器、設備等の整備を図る。また、関係機関は、災害ボランティアセンターの設置訓練の実施に努め、迅速な開設及び円滑な運営のための体制確保を図る。

６　「総合ボランティア部会」の設置等

市は、市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びに各種ボランティア団体との連携を保つとともに、本部事務室に総合ボランティア部会（市民協働推進部、市社会福祉協議会）を設置し、生活支援、医療など分野ごとにボランティアを所管する組織との連絡調整を図る。

第13節　防災通信設備等の整備

【実施担当部】

１　都市防災部　　２　消防本部　　３　基盤整備部

〈方針〉

大規模災害時には、通信の途絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れは応急対策の遅れにつながる。また、被災者のニーズにあった対策を講ずるためにも、迅速な情報収集伝達体制を確立するとともに情報通信の多重化を図る。

〈実施内容〉

１　市

(1)　岐阜市防災行政無線

同報系防災行政無線のデジタル化が完了している。機器調整や屋外子局の増設等により、不感地域の解消、聞き取りやすさの向上を図るとともに、落雷への対策を実施するなど、市民への情報伝達を確実に実施できるよう努める。移動系防災行政無線はデジタルＭＣＡ無線により整備し、機動的な情報収集伝達体制の充実を図っている。

また、同報系防災行政無線整備に併せて、地域の防災担当者などの自宅や地域防災拠点である公民館等に戸別受信機を設置するとともに、公民館には防災行政無線、ＦＡＸを設置し、更なる情報伝達体制の充実を図っている。

定期的な点検等の適切な維持管理を実施するとともに、中長期的な視点による計画的な設備の更新や長寿命化により、ライフサイクルコストの低減を図る。

(2)　衛星携帯電話

機動性のある緊急通信手段として、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話を整備し、情報収集体制の充実を図っている。

(3)　一般加入電話による通信

災害時においても、通常の使用方法により一般加入電話を利用するが、一般加入電話の中でも重要な回線は、災害時に通信制限を受けにくい災害時優先電話に指定し、災害時の通信確保に努めている。

(4)　特設公衆電話

ＮＴＴ西日本岐阜支店との覚書に基づき、大規模災害時に被災者が安否確認に使用する通信手段として、特設公衆電話を市役所庁舎、市内５０公民館、文化センター、ハートフルスクエアＧ及びぎふメディアコスモスに事前設置している。

覚書：特設公衆電話の設置等に関する覚書（ＮＴＴ西日本岐阜支店）　別冊

(5)　岐阜市総合防災情報システム

地域防災拠点である公民館とのネットワークにより、情報を収集し集約する岐阜市総合防災情報システムを整備し、的確な災害応急対策を図っている。

(6)　岐阜市緊急地震速報受配信システム

Ｊ-ALERTシステムで受信した地震情報を伝達する、岐阜市緊急地震速報受配信システ

ムを整備し、人的被害の軽減を図っている。（配信先：市役所庁舎、市民病院、消防本部、教育施設、福祉施設、その他不特定多数の者が出入りする市有施設）

(7)　災害時緊急割り込み放送

株式会社シティエフエムぎふ及び株式会社エフエム岐阜と契約し、ＦＭラジオ放送中に緊急割込みによる災害情報を放送することにより、市民への情報伝達の充実を図っており、この災害時緊急割り込み放送を受信する防災ラジオの普及に努める。

なお、この災害時緊急割り込み放送はＪ-ALERTシステムとも連動しており、緊急地震速報や大規模テロ情報などの国民保護に関わるような情報も伝達することができる。

(8)　緊急速報メール

株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社及び楽天モバイル株式会社と契約し、市民及び旅行者など岐阜市内で当該契約会社の携帯電話所有者に対し、災害情報をメール配信することにより、市民等への情報伝達の充実を図っている。

(9)　消防無線

消防無線の適切な運用により、被害の軽減を図っている。

(10)　アマチュア無線

岐阜市ボランティアハム連絡協議会との協定等により、アマチュア無線による情報収集体制の充実を図る。

協定：災害時の情報の収集に関する協定（岐阜市ボランティアハム連絡協議会）　別冊

(11)　道路被害情報通信システム

道路管理者は、災害時の道路に関する被害・規制情報について、オンラインにより関係機関を結ぶ情報ネットワークシステムの構築など、通行規制情報の円滑な提供に努める。

(12)　通信輻輳の防止

市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。

(13)　非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

(14)　保守点検の実施等

通信設備、非常用電源設備等については、保守点検を実施しするとともに、的確な操作の徹底、適切な管理を行うこととする。

２　県

(1)　岐阜県防災行政無線

県は、有線が途絶した場合でも、市町村及びその他防災関係相互間等との通信を確保するため防災行政無線を整備し、迅速、的確な情報伝達を行っている。

(2)　被害情報集約システム

県は、災害時に市町村が災害情報を入力することにより、関係機関の間で情報の共有

化を図るとともに、報道機関に情報を提供し、メディアを活用した情報伝達を行う被害情報集約システムを整備し、迅速、的確な情報伝達を行っている。

(3)　Ｌアラート（災害情報共有システム）

被害情報集約システムに入力した内容は、自治体が発する災害関連情報等を多様なメディアを通じて一括配信するシステムであるＬアラートにより、地域住民に迅速かつ効率的に提供される。

第14節　広域的な応援体制の整備

【実施担当部】

１　都市防災部　　２　消防本部　　３　企画部

〈方針〉

大規模災害時には、一地域の防災機関では対応が不十分になることが考えられるため、他の防災関係機関と相互応援協定を締結するなど、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、広域的な応援体制の整備を図る。また、周辺市町村が被災し、本市が県から後方支援基地として位置付けられた場合、後方支援を担える体制となるよう、必要な準備を進める。

〈実施内容〉

１　県域を越えた広域相互応援

(1)　県外の都市との災害時相互応援協定（市が協定を締結）

市は、同時に被災する可能性の少ない、遠隔市等との災害時の相互応援に関する協定等の締結を推進する。

現在、尼崎市、神戸市、奈良市、藤沢市、富山市、飯田市、調布市、広野町、中核市及び鵜飼サミット関連自治体との間で災害時相互応援協定を締結している。平時より総合防災訓練への相互参加や防災対策に係る意見交換などにより、協定締結自治体との連携強化を図る。

協定：各応援協定　別冊

(2)　他の都道府県との災害時相互応援協定（県が協定を締結）

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定、中部９県１市の災害時等の応援に関する協定、隣接県(石川県、福井県)との相互応援に関する協定が締結されている。

２　県内の災害時相互応援

(1)　岐阜県広域消防相互応援協定

「消防組織法」第39条の規定に基づき、消防に関して相互に応援するため「岐阜県広域消防相互応援協定」を締結している。

協定：岐阜県広域消防相互応援協定　別冊

(2)　岐阜県及び市町村災害時相互応援協定

「災害対策基本法」第67条の規定に基づき、災害時の応急措置に関し相互に応援するため、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」を締結している。

なお、この協定では、被災市町村からの応援要請に基づかない自主的な相互応援体制についても規定している。

協定：岐阜県及び市町村災害時相互応援協定　別冊

３　応援協力体制の拡充・強化

(1)　広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(2)　自衛隊災害派遣

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(3)　緊急消防援助隊

大規模災害又は特殊災害の発生時に消防の広域的な応援等を行う「緊急消防援助隊」の要請及び活動を円滑、迅速に実施するよう努める。

(4)　警察災害派遣隊

県警察は、国内の大規模災害時に都道府県の枠を越えて広域的に即応ができ、高度の救出能力と自活能力を有する管区警察局単位等の「警察災害派遣隊」の要請及び活動を円滑、迅速に実施するよう努める。

(5)　広域航空消防応援

「消防組織法」第44条に基づき、他の都道府県の市町村にヘリコプターを用いて行う消防に関する応援は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」により、その要請及び活動を円滑、迅速に実施するよう努める。

(6)　現地情報連絡員（リエゾン）

市は、重大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、国土交通省中部地方整備局に現地情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請し、公共土木施設の被災状況等の情報交換の実施に努める。

協定：災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局）　　別冊

第15節　臨時離着陸場等の整備

【実施担当部】

１　消防本部

〈方針〉

市は、大規模災害時に災害情報の収集、人命の救出、救援物資の輸送等のため要請した防災ヘリコプターが、安全に離着陸できるよう臨時離着陸場を選定し確保するとともに、その維持管理に努める。

〈実施内容〉

１　臨時離着陸場の選定

市は、道路の損傷により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸又はヘリコプターによる救急、救助、林野火災の空中消火の基地として、ヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定、確保する。

２　臨時離着陸場等の整備

市は、公共建築物や病院の屋上ヘリポート、高層建築物の屋上救助用スペースの整備促進に努める。また、臨時離着陸場等においてヘリコプターが安全に離着陸できるよう維持管理に努める。

参照：臨時離着陸場等一覧表（資料P411～P412）

第16節　水害予防対策

【実施担当部】

１　関係各部

〈方針〉

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための水害予防対策は、次による。

なお、洪水等による水害を防止するために必要な水防組織、施設等の整備及び運用は、別に定める「岐阜市水防計画」による。

〈実施内容〉

１　治水、治山対策の推進、都市排水路等対策の推進

河川改修、流域対策等の治水対策や森林機能を保持する治山対策を推進し、また都市排水路等の流水機能の維持に努める。

参照：市計画第２章第17節「河川防災対策」・18節「砂防対策」・19節「治山対策」

２　たん水、ため池防除対策

たん水、ため池の防除対策については、緊急度の高いものから順次、改修する。

参照：市計画第２章第20節「農地災害対策」

３　避難情報等防災情報の伝達及び地域防災力の強化

河川水位の上昇により水害の発生するおそれがある場合は、市民に対し様々な伝達方法により情報を伝達するとともに、自主防災組織、水防団、消防団等との連携を強化し、被害の軽減を図る。

参照：市計画第２章６節「避難対策」

４　水防資機材の充実

市は、水防活動に必要な水防資機材の充実を図る。

５　水害予防対策の推進

水害予防対策は、本節、その他本計画における水害予防対策に該当する節及び岐阜市水防計画により推進を図る。

なお、市民に対し水害に関する啓発等を行うにあたっては、以下の点に留意する。

(1)　水害リスクの開示

住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

水害リスクの周知にあたっては、**本章第17節河川防災対策　４　警戒、避難体制の整備**により作成される想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップ等及びタイムラインを有効に活用するよう努めるものとする。

(2)　防災知識の普及

防災週間や防災関連行事を通じ、住民に対し、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

６　関係機関等との連携強化

洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的に組織される「大規模氾濫減災協議会」、流域全体で水害を軽減させる流域治水を計画的に推進するために組織される「流域治水協議会」に参画するなどし、多様な関係者による、密接な連携体制を構築することにより、水害対策の促進を図るものとする。

第17節　河川防災対策

【実施担当部】

１　基盤整備部　　２　経済部　　３　都市防災部

〈方針〉

市の洪水に対する安全度を高めるため、河川改修、流域対策等の総合的な治水対策を図る。

〈実施内容〉

１　河川改修事業

(1)　国管理河川の改修

ア　長良川は、岐阜市大字日野字船伏(左岸)、岐阜市大字長良古津字小島山(右岸)から下流が国管理区域であり、築堤、護岸及び河道掘削等を実施する。

イ　伊自良川は、繰舟橋から下流長良川合流点までが国管理区域であり、築堤、護岸及び河道掘削等を実施する。

(2)　県管理河川の改修

ア　総合治水対策特定河川事業として、境川、新荒田川の改修を進める。

イ　長良川、新荒田川、荒田川、境川、大江川、伊自良川、石田川、福富川の改修

(3)　市管理河川の改修

ア　総合流域防災事業（準用河川改修）として、西出川、戸石川、村山川の改修を進める。

イ　都市基盤河川改修事業として、新荒田川、正木川の改修を進める。

(4)　河川改修工事に係る要望等

直轄工事に係る改修要望箇所は、次のとおりである。

ア　長良川本堤の漏水防止対策

左岸　金華橋下流部～茶屋新田

右岸　忠節橋下流部～東島地先

イ　長良川堤防の強化

ウ　堤防護岸強化

左岸　日野、日置江、高河原

右岸　志段見、忠節橋下流部～東島

エ　防災拠点の整備

２　内水排除計画

内水排除については、昭和51年9月12日の災害以前は11排水機場で、その総排水量は136.11㎥/sであったが、その後激特事業等により20排水機場となり、その総排水量は295.19㎥/sとなった。引き続き、市が管理する排水機施設について、整備計画に基づき増設を進めるとともに、国及び県が管理する排水機施設における新増設について、関係機関への要望により、事業促進を図る。

参照：排水機施設（資料P413）

排水路の整備については、年次計画に基づいて実施している。特に激特事業の実施により市もこれと関連し、排水の悪い水路、河川の緊急河川整備は、昭和60年度をもって一応の完成をみている。

参照：激特関連河川等整備計画箇所表（資料P414）

新しく、浸水頻度の高い地域の浸水解消を図るため、都市排水路等整備事業計画に基づき、昭和61年度から改修を進めるとともに、水路機能の保全に努めている。

参照：都市排水路等整備事業計画箇所表（資料P415～P417）

３　流域治水

気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、流域に関わるあらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」に関係部局が連携して取り組むものとする。

(1)　河川対策

本節１　河川改修事業、２　内水排除計画等による

(2)　流域対策

ア　流域貯留浸透施設等の整備

学校の校庭、公園などに流域貯留浸透施設の整備を進める。

イ　「たずさえの森」事業の推進

森林が本来もっている公益的機能を高度に発揮させるため、分収造林「たずさえの森」事業を推進することにより、上流域の森林整備を図る。

(3)　ソフト対策

本章第６節避難対策、本節４　警戒、避難体制の整備等による

４　警戒、避難体制の整備

(1)　情報収集体制の確立

ア　観測データの収集

木曽川上流河川事務所及び気象庁のホームページ、岐阜県ポータルサイトなどを活用して、河川水位や洪水警報の危険度分布の情報を収集するとともに、ＸバンドＭＰレーダー等により雨量情報を収集する。

また、ＲＰＡ等の技術の導入により、情報収集の効率化、情報伝達の確実な実施に努める。

イ　現地における情報の収集

河川水位の上昇に伴い、現地へ職員を派遣し情報収集するとともに、水防団、消防団からの情報入手など、情報収集体制の確立を図る。

(2)　的確な避難指示等の発令

集中豪雨等による河川の増水に対し、時機を失することなく、的確に避難指示等を発令するため、「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成し、必要に応じ随時更新を行うとともに、対象河川ごとに水位予測ができるよう努める。

なお、洪水予報河川等以外の河川についても、氾濫により市民等に命の危険を及ぼす

と判断したものについては、発令対象区域の過度な細分化による混乱が生じないよう範囲をまとめて発令できるようにするなど工夫しつつ、具体的な避難指示等の発令基準を作成するものとする。

(3)　洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ等の作成と周知

現在、浸水想定区域や指定緊急避難場所を明記し、想定される最大規模の降雨を対象とした洪水ハザードマップ及び内水による浸水実績を基にした危険箇所や指定緊急避難場所を明記した内水ハザードマップを作成し住民、滞在者、その他の者（以下、「住民等」という。）に周知している。

河川管理者の浸水想定区域の見直しに合わせ、警戒避難体制を検証の上、ハザードマップを更新し、住民等へ周知する。その際、河川近傍等を「早期に立ち退き避難が必要な区域」として示すよう努めるものとする。

なお、河川管理者による浸水想定区域図作成の対象外となる、洪水予報河川等に指定されていない中小河川についても、河川管理者が公表する水害危険箇所図等の水害リスクに関する情報や浸水実績等を、警戒避難に活用するとともに、住民等に周知するよう努めるものとする。

(4)　タイムラインの作成、活用

市及び関係機関は、実施すべき対策を発災前から時系列で取りまとめたタイムラインを作成し、事前対策の実施確認に活用するよう努める。なお、タイムラインは災害が発生するたびに見直しを行うよう努めるものとする。

(5)　浸水被害軽減地区

水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある、輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

５　警戒重点箇所及び災害防止対策

(1)　重要水防箇所

水防管理者は、異常降雨、異常出水に備え、警戒を要すると認められる箇所（重要水防箇所）の地域水防活動、避難活動が、それぞれ現地の実情に即して行われるよう、水防計画に基づく地区水防隊又は自治会等と協力して行動計画を策定し、地域住民に周知徹底を図る。

参照：岐阜市水防計画本編資料　３「岐阜市水防団分担区域及び重要水防箇所」

(2)　流木対策

市は、上流部の土砂災害により発生した流木の滞留により危害が拡大する恐れのある砂防河川内等の橋梁を抽出し、危険要因の有無を現地点検する。

第18節　砂防対策

【実施担当部】

１　基盤整備部　　２　まちづくり推進部　　３　都市建設部　　４　経済部
５　環境部　　６　都市防災部

〈方針〉

集中豪雨等により発生する荒廃した山地、渓流からの土石流、土砂流出、急傾斜地の崩壊等による災害から生命、身体及び財産を守るため、土砂災害が発生した箇所や土砂災害の危険性が極めて高い地域、要配慮者利用施設が立地する箇所及び指定避難所や避難路が立地する箇所における対策を重点的に実施する。

〈実施内容〉

１　砂防対策

(1)　砂防事業の推進

「砂防法（明治33年法律第30号）」に基づき指定されている、市内32箇所の砂防指定地については、国及び県が必要により砂防施設の整備を促進する。砂防施設の整備にあたっては、土砂とともに流出する流木への対策を合わせて実施するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い箇所において、土砂・流木補足効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

(2)　土石流危険渓流対策事業の推進

土石流の発生の危険性があり、生命、身体及び財産に被害を及ぼすおそれのある渓流について県が示した、市内91箇所の土石流危険渓流については、災害の危険度や家屋の状況等を把握し、必要により砂防指定地に指定するとともに、砂防施設等の整備を促進する。砂防施設の整備にあたっては、土砂とともに流出する流木への対策を合わせて実施するものとする。

参照：土石流危険渓流（資料P418～P420）

(3)　急傾斜地崩壊危険区域対策事業の推進

急傾斜地（傾斜角30度以上、がけ高5m以上）の崩壊による被害を軽減するため、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき指定されている、市内68箇所の急傾斜地崩壊危険区域については、県及び市が必要な箇所について、崩壊防止施設等対策工事を促進する。

参照：自然傾斜（資料P421～P424）・人工斜面（資料P425～P426）

２　盛土対策

県は、不適正な盛土の未然防止を図るとともに、盛土に関する不適正事案に対し迅速かつ的確に対応するため、関係機関と相互に情報共有を行う岐阜地域連携会議を設置しており、市においても庁内関係部局で情報共有を図るとともに必要な対策を講ずる。

３　宅地造成工事規制区域対策

「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」に基づき指定されている、市内４箇所の宅地造成工事規制区域内で行われる宅地造成に関する工事については、法に基づく技術基準が確実に守られるよう行政指導、監督を行う。

参照：宅地造成工事規制区域図（P505）

４　土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づき、本市域において「土砂災害警戒区域」616箇所、「土砂災害特別警戒区域」547箇所が指定されている（最新告示令和4年2月15日）。

市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域における警戒避難体制の整備を進める。

参照：土砂災害（特別）警戒区域一覧（P427～P439）

(1)　防災パトロールの実施

危険箇所について防災パトロールを定期的に実施し、現況の把握に努める。

(2)　流木対策

土砂災害により発生した流木の滞留により被害が拡大する恐れのある、砂防指定地内の河川等に架かる橋梁を抽出し、危険要因の有無を現地点検する。

(3)　土砂災害に関する情報の収集及び伝達

ぎふ土砂災害警戒情報ポータル等で雨量や土砂災害危険箇所の情報を収集し、また現地へ職員を派遣し情報を収集するとともに、地域ごとに情報連絡組織を整備する等、情報収集体制の確立を図る。

ア　土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報の受理伝達は、**第３章第10節警報・注意報・情報の受理伝達（P190～P201）**による。土砂災害警戒情報を受理した場合は、ただちに防災行政無線により、住民に周知する。

イ　避難指示等

避難指示等の判断、伝達は、**第３章第16節避難対策（P236～P245）**によるが、さらに詳細な事項について、避難情報の判断・伝達マニュアルに定める。特に土砂災害に係る発令基準の策定にあたっては、土砂災害に関するメッシュ情報を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するともに、必要に応じ見直すよう努める。

(4)　避難体制の整備

市は、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、避難所、避難経路等をあらかじめ選定し、安全に避難できるよう地域住民に周知する。避難所の選定にあたっては、土砂災害警戒区域外の施設を指定するよう努め、他に施設がない等やむを得ない場合においては、警戒区域内の鉄筋コンクリート造等の強固な施設を選定する。

参照：指定緊急避難場所兼指定一般避難所一覧（P368～P373）
参照：指定緊急避難場所一覧（P374～P386）

参照：指定一般避難所一覧（P388～P389）

参照：その他災害時に被災者の受け入れが可能な施設（P390～P394）

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は**本章第８節 要配慮者・避難行動要支援者対策７要配慮者利用施設等の保安対策(P44～P45)**に基づき、避難確保に関し必要な計画を策定し、計画に基づき訓練を実施する。

(5)　土砂災害ハザードマップの作成と周知

市は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等の災害危険箇所や、避難場所及び避難経路を明記したハザードマップを作成し、住民に周知する。

市は、県が実施する基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、県の土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、同様の措置を講じるよう努める。

(6)　土砂災害を想定した訓練の実施

市は、毎年土砂災害防止月間である６月に実施される「土砂災害・全国防災訓練」の情報伝達訓練に参加するとともに、住民参加型避難訓練の実施に努める。なお、住民参加型避難訓練の実施時は、避難所や避難経路が周知される内容となるよう配慮する。

第19節　治山対策

【実施担当部】

１　経済部

〈方針〉

林地の崩壊に伴う災害復旧又は予防は、「長良川地域森林計画(H28.4.1～R8.3.31)」に基づくほか「岐阜市森林整備計画書(H28.4.1～R8.3.31)」により事業を実施し、水源のかん養、土砂の流出、崩壊の防止等に努める。なお、流木災害監視地域等、緊急に間伐が必要な森林の解消に重点を置き、計画的、効率的な間伐推進を図る。

〈実施内容〉

１　治山事業

(1)　山地治山総合対策事業等

山腹崩壊地、はげ山並びに侵食し、又は異常に堆積している渓流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図る復旧治山事業を行うほか、地質、地形、気象条件等により荒廃し、はげ山に移行しつつある林地又は山腹の崩壊のおそれのある箇所及び渓流の侵食によって土石流が発生し、人命財産等に直接被害を与えるおそれのある山地災害危険地域については、山地防災情報マップの配布等により、危険箇所の周知を図るとともに、予防治山事業等を行い災害の発生を未然に防止する。

(2)　水源地域等保安林整備事業等

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るため、健全で豊かな森林への誘導や、伐採に伴う裸地森林面積の縮小及び分散を基本とする森林事業を推進する。

２　災害復旧等事業

(1)　災害関連緊急治山事業

風水害、なだれ等により発生し、又は拡大した荒廃山地で、次期降雨量等による荒廃の拡大又は土砂、土石、流木の流出により被害を与えると認められる箇所については、施設の設置等により復旧整備を実施する。

(2)　林地崩壊防止事業

激甚災害により集落等に隣接する林地に崩壊地が多発し、人命財産等に直接危害を及ぼすおそれがある箇所については、崩壊防止施設の設置により災害の発生を未然に防止する。

第20節　農地災害対策

【実施担当部】

１　経済部　　２　基盤整備部

〈方針〉

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

〈実施内容〉

１　たん水防除対策

たん水による被害の防除は、**市計画第２章第17節２内水排除計画（P62～P63）**により緊急度の高いものから順次、改修する。

たん(冠)水による被害の発生が予想される地域

地域名	たん(冠)水面積
鶉・日置江	450ha
石谷	30ha
下土居	40ha
合渡	30ha
城田寺	30ha
北一色・岩戸	10ha
計６地域	590ha

２　農業用ため池防除対策

(1)　農業用ため池の整備

農業用ため池のうち、下流地域に洪水の発生のおそれがあるなど、決壊した場合に影響が大きいものについて、緊急度等勘案の上、順次堤体断面の補強、余水吐断面の拡大及び取水施設の整備を図る。

(2)　総合的な農業用ため池対策

農業用ため池の決壊に伴う浸水危険箇所及び非常時の指定緊急避難場所、指定避難所を記載した農業用ため池ハザードマップを作成、公表し、地域住民に周知するとともに、緊急連絡体制の整備に努める。

注意を要するため池施設

名　称	所　在　地	貯水量(㎥)	堤高(m)	要注意事項
瑞　穂　池	粟野西8丁目	2,700	4.0	豪雨・地震等による いっ水、漏水、破堤等

名　称	所　在　地	貯水量(㎥)	堤高(m)	要注意事項
西　峠　池	岩崎字奥山田	1,500	3.0	豪雨・地震等による いっ水、漏水、破堤等
松 尾 ヶ 池	椿洞字柿ヶ洞	6,000	8.5	〃
西　山　池	打越字西山	2,050	2.8	〃
大　洞　池	打越字大洞	1,300	7.0	〃
本　堂　池	城田寺字葭原	1,300	5.0	〃
不　動　池	長良字岡口	2,640	6.0	〃
松　尾　池	長良雄総	20,000	12.2	〃
古　雨　池	山県岩西	3,200	4.5	〃
念　珠　池	岩井2丁目	1,280	1.9	〃
あ　ま　池	向加野3丁目	7,020	2.1	〃
四 十 八 池	諏訪山3丁目	2,920	3.0	〃
上池(北/南)	諏訪山4丁目	2,100/2,700	2.6/2.6	〃
下　　池	諏訪山2丁目	2,620	3.0	〃
不 動 寺 池	芥見南山1丁目	7,800	4.6	〃
東　洞　池	大洞2丁目	4,180	5.1	〃
硯　石　池	大洞3丁目	3,600	5.3	〃
新池(岩田)	岩田坂4丁目	9,000	3.4	〃
古　　池	岩田東1丁目	12,770	3.1	〃
第1於母ノ池	洞字北山	20,810	3.1	〃
第2於母ノ池	〃	17,050	3.6	〃
佐 野 ノ 池	雛倉字馬休	15,100	5.1	〃
奥ノ池(上/下)	奥字西洞	1,560/3,170	2.5/4.0	〃
則　松　池	則松字畦地	6,800	6.2	〃
田　頭　池	雛倉字田頭	4,370	3.5	〃
見 寺 洞 池	山県岩字見寺洞	1,070	4.8	〃
日 輪 寺 池	芥見7丁目	4,920	3.6	〃
広　岡　池	岩滝東3丁目	3,220	4.1	〃
大 門 口 池	芥見６丁目	6,688	4.2	〃

名　称	所　在　地	貯水量(㎥)	堤高(m)	要注意事項
北　山　池	打越字本郷	4,120	2.6	〃
竜 朔 寺 池	太郎丸字田ノ洞	1,050	2.8	〃
新池（岩滝）	岩滝東３丁目	740	3.0	〃
鎌　磨　池	城田寺字鎌磨	870	2.6	〃
計35箇所	－	188,218	－	－

第21節　渇水等予防対策

【実施担当部】

１　上下水道事業部　　２　消防本部

〈方針〉

飲料水の枯渇又は災害により断水等のおそれのある水道施設(市町村等が運営する飲料水供給施設を含む。以下「施設」という。)等について、安定した給水等を行うため施設の改善整備、協力体制の整備を行う。

〈実施内容〉

１　現状の把握と施設対策

飲料水の利用と施設の状況を把握し、緊急時における給水拠点の設定等と飲料水の給水計画を策定するとともに、常に安定した水源を確保し、利用者の日常生活を混乱させることのないよう、その対策に努める。

２　水道等の普及

公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道事業の整備と普及に努める。

３　渇水期の広報と給水

水源が長期にわたり枯渇し、飲料水等を得ることができない場合における広報及び給水は、次による。

(1)　広報

広報活動は、次のいずれかにより実施する。

ア　テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等の利用

イ　広報車、掲示板等の活用

ウ　自治会、大口利用者等に節水協力の要請

(2)　給水

応急給水は、次のいずれかにより実施する。

ア　給水車(給水車、給水タンク搭載車)

イ　街頭給水タンク

ウ　各戸給水容器

工　共同給水栓の設置(暫定)

オ　他の水源からの導水等

４　給水資器材の確保等

緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の応急用資器材として、給水車、給水タンク(搭載用)、ポリ容器等の資材の確保又は備蓄に努める。

５　飲料水の緊急給水等

緊急時における飲料水の確保が当該施設で困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づき、他の市町村等に応援を要請する。

なお、緊急給水の実施に際し、水源を河川に求める場合は、各関係機関と緊密な連絡をとり実施する。

協定：岐阜県水道災害相互応援協定　別冊

第22節　都市災害対策

【実施担当部】

１　都市建設部　　２　まちづくり推進部　　３　基盤整備部　　４　上下水道事業部

〈方針〉

土地区画整理事業等による面的整備を行い、合理的かつ秩序ある土地利用計画を確立するとともに、道路等交通施設、公園緑地等の公共空地、下水道等の都市施設は、火災、風水害等の防災面に重点をおいて都市計画事業を推進する。また、市街地の浸水解除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

〈実施内容〉

１　都市計画

(1)　土地区画整理事業

市街化区域内の未整理地域において、土地区画整理事業を実施し、道路、公園、上下水道を整備して、計画的な市街化を図る。

施行中の土地区画整理事業

・鷺山中洙土地区画整理事業

・加納・茶所統合駅周辺土地区画整理事業

(2)　街路の整備

市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼防止を図るとともに、災害時における緊急輸送道路及び避難路としての機能を確保する。

(3)　公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しながら、公園緑地の拡充整備を図る。また、火災の拡大防止及び災害時における避難場所の安全性向上のため、施設の外周部に植栽し緑化を進める。

(4)　建築基準法第22条の区域指定対策

防火地域及び準防火地域以外の地域内にある建築物の屋根の構造は、不燃材料で造り又は葺き、火災等による被害の防止に努める。

(5)　不燃化の指導

都市の不燃化を促進するため、都市の枢要地帯の系統的な防災建築、街区の配置、公営住宅の不燃化等住宅地区改良事業の必要度に応じた事業等の推進を関係機関が密接な連絡をとって指導を徹底し、都市災害の防止、環境の整備を図る。

なお、「都市計画法」第８条に基づく防火地域指定(71.0ha－平成21年3月18日都市計画変更決定)及び準防火地域指定(3,242.1ha－平成21年3月18日都市計画変更決定)し、不燃化建築の指導を進めている。

(6)　公営住宅の不燃化

本市の公営住宅は、昭和39年度から不燃構造に切り替えており、今後もこれらの建築

に当たっては、不燃構造によるものとし、都市の不燃化に努める。

(7)　土地開発に伴う乱開発防止

土地開発及び土採取事業（以下「土地開発」という。）に伴う乱開発を未然に防止するとともに、土地開発事業の施行に伴い、土砂の流出、崩壊などによる災害が発生するおそれがあるときは、土地開発事業者に対し、必要な措置をとることを指示し、災害を未然に防止する。

２　都市排水計画

(1)　排水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、排水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止するとともに、必要に応じて調整池等を設ける。

なお、排水ポンプ場施設の新設、改修に当たっては、氾濫、浸水時の機能確保のため必要な耐水対策を行う。

(2)　公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水道管渠（雨水渠）の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止するとともに、必要に応じ調整池を設ける。

なお、排水ポンプ場施設の新設、改修に当たっては、氾濫、浸水時の機能確保のため必要な耐水対策を行う。

第23節　ライフライン施設対策

【実施担当部】

１　上下水道事業部　　２　基盤整備部　　３　ライフライン事業者

〈方針〉

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動に欠くことができないものであり、災害時における各施設の被害を最小限にとどめるための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要施設の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

〈実施内容〉

１　上水道施設対策（上下水道事業部）

水道事業者は、災害時の上水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合においても水道の安定供給を行うため、次により水道施設の整備を行う。

(1)　上水道の確保

取水、配水施設等の耐震性の強化を図るとともに、配水池に圧力調整機能を有する弁類を設置し、二次災害の防止及び応急用飲料水等の確保を図る。

(2)　配水管の新設、改良

配水管の布設にあっては、耐震管を採用し、配水管の耐震化を図る。

(3)　水源のネットワーク化

給水ブロック内における水源間の相互通水及び給水ブロック間をつなぐ連絡管を整備し、水源のネットワーク化を図る。

(4)　電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電方式の採用及び受電設備（自家用発電設備を含む。）の整備に努める。

(5)　復旧工事用資材の備蓄、調達

復旧工事を速やかに施工するため、必要な復旧工事用資材を備蓄し、別に工事用資材について製造業者と優先調達に関する契約を締結する。

(6)　応急給水用器材の備蓄

応急給水活動を実施するため、給水タンク等の整備に努める。

(7)　応援配水の実施

給水区域において配水が不可能となった場合に、住民の生活に必要な水を確保することを目的とした応援配水を行うため、協定に基づき、配水連絡管を設置する。

協定：上水道相互連絡管設置に関する協定書（羽島市、岐南町、笠松町、関市）　別冊
上水道相互連絡管の管理に関する覚書（岐南町、関市）　別冊

(8)　応援要請

ア　岐阜県の相互応援協定に基づき、県を通じて隣接水道事業者に応援を要請する。

イ　災害時における応急復旧に関する協定に基づき、岐阜市指定管工事協同組合に応急給水及び水道施設の応急復旧等の応援を要請する。

ウ　災害時における水道資材の供給に関する協定に基づき、協定事業者に資材の供給を要請する。

協定：岐阜県水道災害相互応援協定　別冊
災害時における応急復旧に関する協定書（岐阜市指定管工事協同組合）　別冊
災害時における水道資材の供給に関する協定書
（株式会社クボタ中部支社、株式会社クボタケミックス中日本支社）　別冊

２　下水道施設対策（上下水道事業部）

下水道施設管理者は、災害時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合においても各施設の機能を維持するため、次の対策を行う。

(1)　下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
(2)　下水道施設設備の安全性の確保
(3)　下水道施設が損傷した場合においても最低限の処理機能を確保できる施設の耐震化
(4)　下水道台帳の整備
(5)　中部ブロック災害応援体制の整備
(6)　応援要請

災害時における下水道施設に係る応急措置の協力に関する協定に基づき、応援を要請する。

協定：災害時における下水道施設の応急措置の協力に関する協定書
（住友重機械エンバイロメント株式会社中部支店）　別冊

３　電気施設対策（中部電力パワーグリッド株式会社岐阜営業所）

電気事業者は、災害時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合においても各施設の機能を維持するため、次の対策を行う。

(1)　電力供給施設の安全性の確保
(2)　防災資機材及び緊急資機材の整備
(3)　要員の確保
(4)　被害状況収集体制の整備
(5)　広域的応援体制の整備

４　都市ガス施設対策

都市ガス事業者は、災害時の都市ガス施設の被害及び都市ガスによる二次災害を未然に防止するとともに被害拡大防止を図るため、次の対策を行う。

(1)　都市ガス施設の安全性の確保
(2)　遮断バルブの設置促進（ブロックごとに遮断バルブの設置）
(3)　防火、消火施設設備の充実
(4)　保安電力の確保

(5)　要員の確保
(6)　代替熱源による供給体制の整備
(7)　防災資機材及び緊急資機材の整備
(8)　広域的相互応援体制の整備

５　ＬＰガス対策（岐阜県ＬＰガス協会岐阜支部）

ＬＰガス事業者は、災害時のＬＰガス施設の被害及びＬＰガスによる二次災害を未然に防止するとともに被害拡大防止を図るため、次の対策を行う。

(1)　貯蔵施設、充填施設の安全性の確保
(2)　高圧ガス保安法に基づく供給設備、消費設備の設置
(3)　要員の確保
(4)　防災資機材及び緊急資機材の整備
(5)　広域的相互応援体制の整備

６　鉄道施設対策

鉄道事業者は、災害時の旅客の安全、円滑な輸送を図るため、次の対策を行う。

(1)　鉄道施設の安全性の確保
(2)　防災資機材の整備点検
(3)　要員の確保

７　通信施設対策

電気サービス事業者は、災害時に電気通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の混乱を防止するため、次の対策を行う。

(1)　電話通信施設、設備の安全確保
(2)　災害対策機器の配備
(3)　重要通信の確保
(4)　要員の確保

８　放送施設対策

放送事業者は、災害時における住民への情報伝達手段として放送の有効性を認識し、大規模災害時においても放送機能を確保するため、次の対策を行う。

(1)　送信所、放送所の建物、構造物の安全性の強化
(2)　放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の安全対策
(3)　放送設備等重要な設備については、代替又は予備の設備の設置
(4)　二次災害発生防止のための防止設備等の配置
(5)　建物、構築物、放送設備等の安全性等についての定期的自主点検

９　電線類対策

道路管理者は、電線類の地中化等無電柱化を推進する。また、市は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。

10　ライフラインの代替機能の確保

ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努める。

(1)　指定避難所その他公共施設での井戸の堀削
(2)　生活用水の貯留が可能な貯水槽の設置
(3)　指定避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
(4)　指定避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
(5)　指定避難所への災害用バルクシステムの設置
(6)　仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）
(7)　各種メディアの活用（アマチュア無線、タクシー無線、インターネット）
(8)　太陽光エネルギーなど新エネルギーシステムの導入

11　道路占用物件の迅速な復旧への備え

災害によりライフラインが被災し、その復旧に急を要する場合に備え、市及びライフライン事業者は、道路占用物件の仮復旧工事の手続きの簡素化など、復旧を迅速に実施するための事項についてあらかじめ整理しておくものとする。

第24節　地下街等保安対策

【実施担当部】

１　基盤整備部　　２　都市防災部　　３　都市建設部

〈方針〉

「水防法」第15条第３号に規定する浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等に対し、豪雨や洪水等による浸水等の被害の発生及び拡大防止を図るため、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画（以下「避難確保計画」という。）及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の策定などの、自衛水防の取り組みを促進するとともに、情報伝達体制の確立等を図る。

〈実施内容〉

１　対象施設

(1)　地下街等

地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が出入りする施設において、浸水等により被害の発生する可能性が高い床面積が5,000㎡以上の施設（以下「地下施設」という。）

参照　洪水時に避難等の連絡を要する地下等の施設（資料P471）

(2)　要配慮者利用施設

浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設の保安対策については、**本章第８節　要配慮者・避難行動要支援者対策　７　要配慮者利用施設等の保安対策（P44～P45）**による。

参照　要配慮者利用施設一覧（資料P440～P470）

(3)　大規模工場等

「岐阜市地域防災計画に定める大規模な工場その他施設の用途及び規模を定める条例」に規定する、用途が工場、作業場又は倉庫であって規模が延べ面積10,000㎡以上の施設であって当該施設の所有者又は管理者から申出のあった施設

２　地下施設における豪雨及び洪水に対する危険性の事前周知、啓発

都市防災部は、豪雨及び洪水時等における地下施設への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、地下施設の管理者等に周知、啓発する。

３　施設の所有者等への情報伝達等

都市建設部は、地下施設の利用者の浸水被害を未然に防止するため、地下施設の管理者等に対し洪水予報の的確かつ迅速な伝達に努める。

参照　洪水時等に避難等の連絡を要する地下等の施設（資料P471）

基盤整備部は、大規模工場等への浸水被害を未然に防止するため、工場施設の管理者等に対し、洪水予報の的確かつ迅速な伝達に努める。

４　避難体制等の確立

(1)　地下施設における避難確保計画及び浸水防止計画の策定等

ア　浸水想定区域内に位置する地下施設の管理者等は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図るため、避難確保計画、浸水防止計画を作成し、これを市に報告するとともに、公表を行う。また、当該施設の管理者等は、自衛水防組織を置き、避難確保計画に基づく訓練を実施し、結果を市に報告する。

　なお、避難確保計画及び浸水防止計画を作成しようとする場合で、地下街等に連続する、避難確保や浸水防止に影響のある施設がある場合は、当該施設の管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

イ　都市防災部は、避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づき実施する訓練について支援する。

参照　洪水時に避難等の連絡を要する地下等の施設（資料P471）

(2)　大規模工場等における浸水防止計画の策定等

ア　浸水想定区域内に位置する大規模工場等の管理者等は、洪水時等の浸水の防止を図るため、浸水防止計画を作成するよう努める。

　なお、当該施設の管理者等は、自衛水防組織を置き、浸水災害の発生を想定した訓練の実施に努める。

イ　基盤整備部及び都市防災部は、浸水防止計画の作成及び浸水防止計画に基づき実施する訓練について支援する。

５　避難確保計画等で定めるべき事項

(1)　地下街等において避難確保計画及び浸水防止計画で定めるべき事項

ア　洪水時等の防災体制に関する事項

イ　洪水時等の避難の誘導に関する事項

ウ　洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項

エ　洪水時等の避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

オ　洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

カ　自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する事項

キ　その他、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

ク　防災体制等については、消防法に基づく「消防計画」等を参考

(2)　大規模工場等において浸水防止計画で定めるべき事項

ア　洪水時等の防災体制に関する事項

イ　洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項

ウ　洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

エ　洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

オ　自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する事項

カ　その他、洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

第25節　観光施設等予防対策

【実施担当部】

１　ぎふ魅力づくり推進部

〈方針〉

本市においては、長良川の鵜飼、日本一の乾漆大仏、岐阜城、岐阜公園、長良川温泉などの観光資源を有し、観光施設やホテル、旅館等が多数存在しており、災害が発生し又は発生するおそれのある場合、その利用者の生命、身体を守るため体制の整備を図る。

〈実施内容〉

１　責任体制の整備

施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、消火、救助等を実施する組織の整備を図る。

２　気象警報等の情報収集と避難

災害情報配信サービスによるメール配信やラジオ、テレビ等の放送により、気象警報等の情報を収集し、観光施設の利用者に周知する。また、緊急時における避難誘導方法等を定めるとともに、「避難の心得」「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に努める。

３　市本部との連絡体制

市長が発令する避難指示等が適切に伝達されるよう、連絡体制の整備を図る。

第26節　道路災害対策

【実施担当部】

１　基盤整備部　　２　消防本部　　３　都市防災部　　４　市長公室部

〈方針〉

トンネル、橋梁等の道路構造物の崩壊等による多数の死者等の発生する道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練を行うとともに、老朽化した橋梁等の社会資本について、長寿延命化を図り、適切な維持管理に努める。

〈実施内容〉

１　道路交通の安全のための情報の充実

(1)　市及び防災関係機関は、インターネット等を活用して気象庁の発表する雨量情報、指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報、地震情報、河川管理者が提供する水位情報等を収集する。

(2)　道路管理者は、迅速に道路施設等の異常を発見し、速やかに応急対策を実施するため、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合には、道路利用者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図る。

２　道路施設等の整備

(1)　道路施設の整備等

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努め、必要な施設の整備を図る。特に橋梁については、災害時の緊急輸送対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路や幹線道路等、優先度に応じた耐震補強工事を実施する。

(2)　道路ネットワーク事業

道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性、信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に図る。

３　情報収集、連絡体制等

(1)　情報の収集、連絡体制の整備

ア　市、県、道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集、連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日等においても対応できる体制の整備を図る。

イ　市は、高所監視カメラにより情報収集を行うとともに、機動的な情報収集活動を行うため、デジタルカメラ、携帯電話等による画像情報の収集、連絡システムの整備の推進を図る。

なお、必要に応じ、防災ヘリコプターによる情報収集を県に依頼する。

(2)　通信手段の確保

市は、有線電話、携帯電話による通信、消防無線、ＭＣＡ無線など有線、無線通信システムの一体的運用により、応急対策等災害時の重要通信を確保する。

４　災害応急体制の整備関係

(1)　職員の体制

ア　市は、災害の状況に応じ災害対策本部の体制を決定するとともに、各部は分担任務を実施するため必要な人員を招集し、災害応急対策マニュアルに基づき応急対策を実施する。

イ　防災関係機関は、職員の非常参集体制の整備を図る。また、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2)　防災関係機関相互の連携体制

市、道路管理者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平常時から連携の強化を図る。

５　消防及び医療活動関係

(1)　消防活動関係

消防本部は、平常時から関係機関相互間の連携強化を図り、災害時における消防活動を円滑に実施する。

(2)　医療活動関係

市は、道路管理者と医療機関、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備のため、ＭＣＡ無線機の配備を行っている。

６　緊急輸送活動関係

市、県、警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について民間団体との協定の締結に努める。

７　危険物等の流出時における防除活動関係

市及び道路管理者は、危険物等の流出時に防災活動を的確に行うため、資機材等の整備促進に努める。

８　関係者への的確な情報伝達活動関係

(1)　市長公室部は、道路災害に関する情報について、マスコミやホームページ等を通じ市民に伝達する。

(2)　本部事務室は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する。

９　防災関係機関の防災訓練の実施

(1)　防災訓練の実施

ア　道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対策等について周知徹底を図る。

イ　市は、県、警察、道路管理者及び防災関係機関と相互に連携した防災訓練の実施に努める。

(2)　実践的な訓練の実施と事後評価

市は、県、警察、道路管理者及びその他防災関係機関との訓練を行う場合は、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間、訓練場所など様々な条件を設定し、実践的な訓練となるよう工夫する。

なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

10　災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設である橋梁台帳を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製の別途保存に努める。

11　防災知識の普及

市は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

第27節　火災予防対策

【実施担当部】

１　消防本部

〈方針〉

大規模災害が発生した場合、同時多発火災や時間、季節、風速等によっては大火災となるおそれがあるため、地域及び事業所等の火災予防の徹底を図るとともに、迅速に消火活動を行う体制を整備する。

〈実施内容〉

１　火災予防の指導

(1)　地域住民に対する指導

消防本部は、自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の研修会等において、火災予防の周知徹底、住宅用火災警報器の設置指導など住宅防火対策の推進を図る。

(2)　要配慮者に対する指導

消防本部は、要配慮者宅（一人暮らしの高齢者等）を訪問し、住宅火災予防の啓発を行い、住宅火災による焼死防止対策の推進を図る。

(3)　防火対象物の管理者等に対する指導

ア　防火対象物における立入検査は、「岐阜市火災予防査察規程」に基づき計画的に実施し、特に「消防法」で定める防火管理者、防災管理者の選任、自衛消防組織の設置、消防計画の作成等を必要とする防火対象物については、指導強化を図る。

イ　「消防法」で規定する危険物施設等における立入検査は、「岐阜市火災予防査察規程」に基づき計画的に実施し、指導強化を図る。

(4)　火災危険地域の指導

消防本部は、大火が予想される火災危険地域（柳ヶ瀬地区・問屋町地区・玉宮地区）における消火活動の障害等について調査を行い、危険な箇所については、是正指導を図る。

２　初期消火体制等の確立

(1)　初期消火体制の確立を図るため、防災訓練等において初期消火訓練を実施するとともに、初期消火対策として整備している街頭消火器の設置箇所について、市民へ周知を図る。

(2)　火災発生時における避難路の確保、延焼防止を実施するため、自主防災組織で編成された市民消火隊に消火訓練を実施する。

３　消防力の整備強化

(1)　消防力の強化

消防本部は、消防力の整備指針に定める水準を目標として、消防組織の充実強化及び

消防施設の整備増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努める。

ア　消防施設整備計画に基づく消防施設の整備拡充と消防職員、消防団員の確保

イ　大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備

ウ　必要な資機材等の整備

エ　救出活動を阻害する障害物除去のための、大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保

オ　同時多発災害時に備えた、自主防災組織等の育成強化

(2)　消防水利等の確保

消防本部は、消防水利の基準に適合するよう消防水利を適正に配置するとともに、同時多発災害や消火栓使用不能事態等に備え、水利の多様化を図る。

ア　防火水槽の整備

イ　緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化

ウ　水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用について関係団体との協議

第28節　林野火災予防対策

【実施担当部】

１　消防本部　　２　経済部

〈方針〉

林野火災の発生及び拡大を防止するため、林野火災予防対策の推進を図る。

〈実施内容〉

１　林野火災に強い地域づくり

(1)　防火林道、防火森林の整備

市及び県は、必要な地域に防火林道、防火森林の整備等を実施する。

(2)　火の使用制限

ア　「森林法」第21条に基づき、市長の許可を受け、その指示するところに従わなければ火入れをしてはならない。

イ　火災警報発令時においては、「岐阜市火災予防条例」第29条等に基づき、火入れ又は喫煙を禁止する。

(3)　巡視及び監視の強化

林野火災予防のため、巡視、監視を行う。

なお、金華山系行楽地においては、公園監視員が巡視を行う。

(4)　巡回広報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに、岐阜地方気象台が県に対して通報し、県を通じて市へ伝達されたとき、又は消防本部において、林野火災が発生するおそれがあると認めたときは、非常警戒期間を設定して、同報系防災行政無線による広報、消防職団員による巡回広報等により、一般住民の注意を喚起し警戒に当たる。

(5)　森林保全管理活動の促進

森林の所有（管理）者及び地域の森林組合は、自主的な森林保全管理活動の推進に努める。

２　情報収集、連絡体制等

(1)　情報の収集、連絡体制の整備

ア　市、県、道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集、連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日等においても対応できる体制の整備を図る。

イ　市は、高所監視カメラにより情報収集を行うとともに、機動的な情報収集活動を行うため、デジタルカメラ、携帯電話等による画像情報の収集、連絡システムの整備の推進を図る。

なお、必要に応じ、防災ヘリコプターによる情報収集を県に依頼する。

３　職員の体制

市は、災害の状況に応じ災害対策本部の体制を決定するとともに、各部は分担任務を実施するため必要な人員を招集し、災害応急対策マニュアルに基づき応急対策を実施する。

４　消火活動等

(1)　消火活動

消防活動等は、「消防計画」に基づき実施する。

なお、消防計画において防ぎょ線設定箇所を図示した防ぎょ計画を策定し、延焼拡大防止を図る。

(2)　空中消火の要請

消防本部は、林野火災が拡大し、又は拡大するおそれがあるときは、迅速にヘリコプターによる空中消火を要請する。

５　防火思想の向上

(1)　消防本部及び経済部は、自治会、女性の会連絡協議会、学校等に林野火災に対する防火思想の向上を図るよう依頼する。また、火災予防運動期間等においては、研修会等を開催するとともに、ポスター等の掲示、「広報ぎふ」により一般市民に林野火災に対する防火思想の向上を図る。

(2)　行楽地となっている林野には「火災注意」の立札等を表示して、一般市民に林野火災の注意を喚起する。

(3)　消防本部は、迅速な消火活動を実施するため、毎年２月に関係機関との連携による林野火災防ぎょ訓練を実施する。

第29節　危険物等保安対策

【実施担当部】

１　消防本部　　２　都市防災部　　３　環境部　　４　市長公室部

〈方針〉

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬（以下「危険物等」という。）の漏えい流出、火災、爆発等により多数の死傷者が発生する危険物災害を防止し、又は災害時における危険物等の保安を確保するため、必要な措置を行う。

〈実施内容〉

１　保安対策

(1)　危険物

ア　危険時の通報

危険物等の貯蔵、取扱事業者は、危険物施設において危険物の流出、その他の事故が発生し危険な状態となったときは、災害を防止するため応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防本部及び警察署に通報する。

イ　規制、立入検査等

危険物等の貯蔵、取扱事業者は、法令で定める技術上の基準を遵守するとともに、自主保安体制の整備を推進する。また、消防本部は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、予防規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検、自主点検の実施等施設の安全性を確保するよう指導する。

ウ　輸送対策(移送を含む)

危険物の運搬等は、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、イエローカードの携行の普及を推進する。

エ　高速道路上の危険物等事故対策

岐阜県内の高速道路における危険物等事故対策については、「岐阜県高速道路における危険物運搬車両事故防止等対策協議会」の定める「高速道路における危険物運搬車両事故現場対応マニュアル」等により対応する。

オ　危険物流出時における資機材整備

市は、危険物が流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材を整備する。

カ　災害安全運動

毎年６月の第２週を「危険物安全週間」とし、各事業者は、保安体制の整備促進及び保安教育に努める。

キ　教養、訓練等

(ｱ)　消防本部は、災害の発生を防止するため、危険物取扱者を対象として、危険物の取扱作業の保安に関する講習の受講推進を図る。

(ｲ)　各事業所は、危険物施設の安全の確保を図るため、従業員に対する安全教育並びに消火訓練を実施する。

(2)　高圧ガス

ア　危険時の通報

高圧ガス事業者は、高圧ガスの製造所、販売所、貯蔵所等の施設（以下「高圧ガス施設」という。）又は高圧ガス充てん容器からのガス漏れ等危険な状態となったときは、災害の発生を防止するため応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防本部及び警察署に通報する。

イ　緊急措置

市は、災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めたときは、高圧ガス施設の使用を停止し、又はその高圧ガスの取扱いを制限し、もしくは変更を命ずる。

ウ　立入保安検査

消防本部は、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、高圧ガスの施設の立入検査を行い、製造施設の保安検査を実施させ保安管理を適正に行うよう指導する。

エ　災害安全運動

毎年10月下旬の１週間を「高圧ガス危害予防週間」とし、各事業所は、従業者の保安教育に努める。

オ　訓練等

各事業所は、高圧ガスによる危険発生時の適切な処置と災害時における高圧ガスの保安確保の計画を策定し、これに基づき連絡通報、応急措置など必要な訓練を実施する。

(3)　都市ガス

ア　危険時の通報

都市ガス事業者は、都市ガス施設からのガス漏れ等危険な状態となったときは、災害の発生を防止するため応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防本部及び警察署に通報する。

イ　緊急措置

市は、災害の発生を防止するため必要があると認めたときは、中部経済産業局及び東邦ガス㈱に連絡し、都市ガス施設の保安確保について設備の点検、操作の変更等の対策を要請する。

ウ　災害安全運動

東邦ガス㈱は、毎年１回以上、ガス使用者に対しガス使用時の注意事項等について啓発に努める。

エ　訓練等

東邦ガス㈱は、都市ガスによる危険発生時の適切な処置と災害時における都市ガスの保安確保の計画を策定し、これに基づき連絡通報、応急措置など必要な訓練を実施する。

(4)　ガス爆発等防止対策

消防本部、岐阜中警察署、岐阜南警察署、岐阜北警察署・岐阜羽島警察署、東邦ガス㈱、岐阜県ＬＰガス協会岐阜支部、中部電力パワーグリッド㈱岐阜営業所、中部電力パワーグリッド㈱各務原営業所との「ガス爆発等防止対策に関する覚書」に基づき、爆発事故の防止、緊急時の通報体制、初期出動体制及び避難誘導体制等の整備を図り、応急

対策を迅速、的確に実施する。

覚書：ガス爆発等防止対策に関する覚書　別冊

(5)　毒物、劇物

ア　危険時の通報

毒物、劇物取扱事業者は、毒物、劇物が各種災害等により飛散、流出、その他危険な状態となったときは、災害の発生を防止するため応急の措置を講ずるとともに、直ちに保健所、消防本部及び警察署に通報する。

イ　自主保安体制の強化

(ｱ)　毒物、劇物取扱事業者等は、部門責任者(保管、販売、保安)を置き、管理部門を明確にして危害の防止に当たらせる。

(ｲ)　部門責任者は、相互に連携を密にして業務の円滑な推進に努める。

(ｳ)　毒物、劇物取扱事業者等は、従業員に対し取扱い施設の安全確保を図るため、安全教育を実施する。

(6)　火薬類

ア　危険時の通報

火薬取扱事業者は、火薬庫近隣の火災、その他の事情により危険な状態となり、又は火薬類の爆発のおそれ等により危険な状態となったときは、災害の発生を防止するため応急の措置を講ずるとともに、直ちに消防本部及び警察署に通報する。

イ　緊急措置

市は、災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めたときは、火薬庫の使用を停止し、又は火薬類の取扱いを制限し、もしくは変更を命ずる。

ウ　立入保安検査

消防本部は、「火薬類取締法」に基づき、火薬類販売業者、火薬庫及び火薬類消費場所又は煙火製造所等の立入検査及び施設の保安検査を実施し、保安管理を適正に行うよう指導する。

エ　災害安全運動

毎年６月上旬の１週間を「火薬類危害予防週間」とし、各事業者は、関係者に対して保安教育に努める。

オ　訓練等

各事業所は、火薬類爆発時の処置又は災害時の安全確保のため、それぞれの状況に応じた計画を策定し、これに基づき連絡通報、応急措置など必要な訓練を実施する。

２　情報収集、連絡体制の整備

(1)　情報収集、連絡体制の整備

ア　市、県、事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において危険物等災害に対する情報の収集、連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日等においても対応ができる体制の整備を図る。

イ　市は、高所監視カメラにより情報収集を行うとともに、機動的な情報収集活動を行うため、デジタルカメラ、携帯電話等による画像情報の収集、連絡システムの整備の推進

を図る。

なお、必要に応じ、防災ヘリコプターによる情報収集を県に依頼する。

３　関係者等への的確な情報伝達活動関係

(1)　市長公室部は、危険物災害に関する情報について、マスコミやホームページ等を通じ市民に伝達する。

(2)　本部事務室は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する。

４　避難受入れ活動関係

都市防災部は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路について、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導が適切に行われるよう指導する。

なお、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織等の協力により、平常時から避難誘導体制の整備に努める。

５　防災関係機関等の防災訓練の実施等

(1)　防災訓練の実施

ア　消防機関及び県警察は、様々な危険物等災害を想定し、より実践的な消火、救助、救急等の訓練を実施する。

イ　市は、県、県警察、消防機関、自衛防災組織及び地域住民等と相互に連携した訓練の実施に努める。

(2)　実践的な訓練の実施と事後評価

市は、県、自衛防災組織及び住民等との訓練を行う場合は、危険物等災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間、訓練場所等様々な条件を設定し、実践的な訓練となるよう工夫する。

なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図る。

６　災害復旧への備え

市、県及び危険物等の貯蔵、取扱事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

７　防災知識の普及、訓練

(1)　防災知識の普及

市は、市民に対し危険物等災害の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

(2)　防災知識の普及、訓練における避難行動要支援者への配慮

市は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

第30節　大規模な火事災害対策

【実施担当部】

１　消防本部　　２　都市建設部　　３　まちづくり推進部　　４　基盤整備部
５　都市防災部　　６　市長公室部

〈方針〉

多数の死傷者の発生を伴う大規模な火事災害（林野火災を除く。）に対応するため、災害に強いまちづくり、必要な情報の収集、連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を実施する。

〈実施内容〉

１　災害に強いまちづくり

(1)　災害に強いまちの形成

ア　市は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点と結ぶ幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市整備施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震及び不燃化、水面、緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

イ　消防本部は、火災時に消火活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送、収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上離着陸場又は緊急救助用スペースの設置について促進を図る。

(2)　火災に対する建築物の安全化

ア　消防用設備等の設置、維持管理

(ｱ)　消防本部は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物等について、スプリンクラー設備等の消防用設備等を法令に適合して設置するよう指導する。

建物所有者等は、当該建築物に設置された消防用設備等が、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう、定期的に点検を行うなど適正な維持管理に努める。

(ｲ)　高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェンス化の推進に努める。

イ　建築物の防火管理体制

消防本部は、不特定多数の者が出入りする高層建築物について、防火管理者の適正な選任、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うよう指導する。

ウ　建築物の安全対策の推進

(ｱ)　消防本部及びまちづくり推進部は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適正な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

(ｲ)　消防本部及びまちづくり推進部は、高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料及び防炎物品の使用、「岐阜市火災予防条例」第23条に基づく火気の使用制限、安全なガスの使用などにより、火災安全対策の充実を図る。

２　情報収集、連絡関係

(1)　情報の収集、連絡体制の整備

ア　市、県及び防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において大規模な火事災害に対する情報の収集、連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日等においても対応できる体制の整備を図る。

イ　市は、高所監視カメラにより情報収集を行うとともに、機動的な情報収集活動を行うため、デジタルカメラ、携帯電話等による画像情報の収集、連絡システムの整備の推進を図る。

なお、必要に応じ、防災ヘリコプターによる情報収集を県に依頼する。

(2)　通信手段の確保

市は、有線電話、携帯電話による通信、消防無線、ＭＣＡ無線など有線、無線通信システムの一体的運用により、応急対策等災害時の重要通信を確保する。

３　災害応急体制の整備関係

(1)　職員の体制

ア　市は、災害の状況に応じ災害対策本部の体制を決定するとともに、各部は分担任務を実施するため必要な人員を招集し、災害応急対策マニュアルに基づき応急対策を実施する。

イ　防災関係機関は、職員の非常参集体制の整備を図る。また、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知を図るとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2)　防災関係機関相互の連携体制

市及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時から連携の強化を図る。

４　消火、救助、救急及び医療活動関係

(1)　消火活動関係

消防本部は、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、プール、ため池等を指定消防水利に指定し、その活用等により消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、急傾斜地、特殊地域、木造密集地等で延焼拡大の危険が極めて大きく、消火活動が阻害される地域については、「警防計画」を作成し職員に周知するとともに、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図る。

(2)　救助、救急活動関係

消防本部は、応急対策を円滑に実施するため、自主防災組織等との連携強化を図るとともに、職員に対し「岐阜市消防本部集団災害救急業務計画」の周知徹底を図る。

(3)　医療活動関係

ア　市は、負傷者が多数発生することを想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

イ　市は、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備のため、ＭＣＡ無線の配備を行っている。

５　緊急輸送活動

市、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

６　避難受入れ活動関係

都市防災部は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路について、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導が適切に行われるよう指導する。

なお、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、住民、自主防災組織等の協力により、平常時から避難誘導体制の整備に努める。

７　関係者等への的確な情報伝達活動関係

(1)　市長公室部は、大規模な火事災害に関する情報について、マスコミやホームページ等を通じ市民に伝達する。

(2)　本部事務室は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する。

８　防災関係機関等の防災訓練の実施

(1)　訓練の実施

ア　消防本部は、大規模な火事災害を想定し、より実践的な消火、救助、救急等の訓練を実施する。

イ　消防本部は、県、県警察、事業者、防災関係機関及び地域住民等と相互に連携した訓練の実施に努める。

(2)　実践的な訓練の実施と事後評価

消防本部は、県、県警察、事業者及び防災関係機関との訓練を行う場合は、大規模な火災及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間、訓練場所等様々な条件を設定し、実践的な訓練となるよう工夫する。

なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

９　防災知識の普及、訓練

(1)　防災知識の普及

市は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、市民に対し大規模な火災の被害想定な

どを示しながらその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及啓発を図る。

(2)　防災関連設備等の普及

市は、住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努める。

(3)　防災知識の普及、訓練における避難行動要支援者への配慮

市は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者の多様なニーズに十分配慮するとともに、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

第31節　原子力災害対策

【実施担当部】

全ての部

〈方針〉

災対法及び原災法に基づき、本市における原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を円滑に図るため、実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を定め、安心、安全な市民生活の確保を図る。

なお、本市において想定される災害と基本方針は下記のとおりとする。

１　事業所外運搬事故災害

原子力事業者における事業所外運搬により放射性物質又は放射線が異常な水準で輸送容器外へ放出されるなどの事故が発生した場合には、旧原子力安全委員会防災指針付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」では、想定事象に対する評価結果として、「原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般公衆被ばくの観点から半径１５ｍ程度」とされていることから、これを基本として市として必要な対策を進める。

２　県外原子力災害

本市近県に所在する原子力事業所の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることにより、その直接的な影響が本市に及ぶことも想定し、市として必要な対策を進める。

参照：本計画の対象とする原子力事業所一覧（資料P490～P491）

３　対策を重点的に実施すべき地域の範囲

最寄りの原子力事業所から最短距離で約64kmの位置にある本市は、原子力規制委員会の定める原子力災害対策指針における、発電用原子力施設が設置されている原子力事業所から概ね半径5kmの予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）及び概ね半径30kmの緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action planning Zone）の区域外であるが、想定外の災害発生若しくは気象条件などにより、本市周辺の原子力事業所等における原子力災害に際し、その直接的な影響が本市に及ぶことも想定し、市全域を対象に、対策の強化を図るものとする。

なお、放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時の環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）による測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（ＯＩＬ）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施するものとする。

〈実施内容〉

１　災害応急対策への備え

(1)　平常時からの防災関係機関等との連携体制の整備

ア　職員の派遣要請の手続確認

市は、原子力事業者等から、原災法第10条第１項の規定により通報を行うべき事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ県を通じ国に対し事態把握のため、専門的知識を有する職員の派遣要請を行うための手続をあらかじめ確認する。

イ　専門家による支援体制の整備

市は、地域防災計画の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、周辺住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等について、平常時から市の原子力防災対策に関する技術的助言を受けることができるよう、また、緊急時の初動段階における迅速な対応のための技術的助言を受けるため、市が選任する専門家（以下「原子力防災アドバイザー」という。）による支援体制の構築に努める。

ウ　迅速かつ円滑な対策実施のための備え

(ｱ)　市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等を行うものとする。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用するよう努めるものとする。

(ｲ)　市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

(ｳ)　市は、指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図るものとする。

エ　情報の収集・連絡体制の整備

県は、近県（福井県、石川県及び静岡県をいう。）に原子力事業所を設置する原子力事業者との通報、連絡体制を整備するとともに、平常時における原子力事業所の運転状況、安全対策に関する情報交換を行い、原子力事業所における安全対策の実施状況を把握する。市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

(ｱ)　市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、事業者、関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信を強化するものとする。

・国、県、原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）
・防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先
・防護対策の決定者への連絡方法
・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(ｲ)　通信の途絶、混乱に備えた情報収集・連絡体制

発災時の迅速な情報収集・連絡体制の確立及び情報通信の多重化について、**本章第13節防災通信設備の整備（P54～P56）**に基づき実施する。

(ｳ)　機動的な情報収集・連絡体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、車両など多様な情報収集・連絡手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(ｴ)　関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

(2)　情報の分析整理

ア　人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ原子力防災アドバイザーの意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

イ　原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう努めるものとする。

ウ　防災対策上必要とされる資料

市は、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、応急対策実施施設等に適切に備え付けるように努め、これらを確実に管理するものとする。

＜整備を行うべき資料の例＞

(ｱ)　社会環境に関する資料

・地図（市域及び応急対策実施に必要な地域）
・地域毎の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
・市域及び応急対策実施に必要な地域の一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）
・避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、受入れ能力、移動手段等の情報を含む。）
・市域の特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設、刑務所等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）

・原子力災害医療施設に関する資料

(ｲ)　放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

・市の気象資料（過去数年間の測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）

・平常時環境放射線モニタリング資料

・水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

・農林水産物の生産及び出荷状況

(ｳ)　防護資機材等に関する資料

・防護資機材の備蓄・配備状況

・避難用車両の緊急時における運用体制

・安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

(ｴ)　緊急事態発生時の連絡体制に関する資料

・緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）

・状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表

(ｵ)　避難に関する資料

・地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載したもの）

・避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提としたもの）

参照：放射性同位元素等使用事業所一覧（資料P492～P493）

２　災害応急体制の整備

市は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。また、検討結果等については、**第３章「災害応急対策」**に反映させるものとする。

(1)　警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

ア　警戒態勢をとるために必要な体制

市は、事業所外運搬に係る特定事象、原子力施設における警戒事態及び施設敷地緊急事態に該当する事象の発生の通報を受けた場合の活動体制を定め、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ職員の参集体制の整備を図るものとする。

イ　県災害対策本部等への職員の派遣体制

県が災害対策本部において関係市町を招集する場合等、市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、派遣手段等を定めておくものとする。

(2)　災害対策本部体制等の整備

市は、原子力災害に対し、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置基準、設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

なお、体制・組織等は市災害対策本部に準じるものとし、**第3章第1節活動体制第5項1災害対策本部等の組織編制から同項3市本部長等及び本部員会議（P125～P128）**を参照と

する。また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

(3)　長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

(4)　防災関係機関相互の連携体制

市は、平常時から国、県、自衛隊、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

(5)　自衛隊との連携体制

市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求するものとする。また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておくものとする。

※第3章第4節　自衛隊災害派遣要請

(6)　広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、県の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、市は、県と原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ把握するほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

※第2章第14節　広域的な応援体制の整備

(7)　モニタリング体制の整備

市は、放射線モニタリング計画により以下のとおりモニタリング体制の整備を図る。

ア　平常時における環境放射線モニタリングの実施

平常時又は緊急時における市内の環境に対する放射性物質若しくは、放射線の影響を把握するための体制を整備する。また、放射線測定器や職員の安全管理用として整備している放射線積算線量計を所管する部は、これらを整備維持するとともに、各職員への

研修を行い操作の習熟に努める。

イ　モニタリング体制の確立と機器等の整備維持

市は、平常時又は緊急時における市内の環境に対する放射性物質若しくは、放射線の影響を把握するための体制を整備する。また、放射線測定器や職員の安全管理用として整備している放射線積算線量計を所管する部は、これらを整備維持するとともに、各職員への研修を行い操作の習熟に努める。

なお、市は、県の実施する緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）への要員の派遣要請等があった場合には、協力を行うための体制を整備するものとする。

放射線測定機器一覧

用　途	配置場所	数量
空間・表面測定	環境部(1)・保健衛生部(2)　・経済部(1) 上下水道事業部(1)・薬科大学(9) 市民病院(8)・消防本部(29)	51台
空間測定（簡易）	教育施設、保育所等(92) 災害対策本部(68)	160台
食品等測定	保健衛生部(1)	１台
災害廃棄物測定	環境部(1)	１台
職員活動管理用	災害対策本部(57)・消防本部(158) 市民病院(20)・薬科大学(3)	238台

(8)　人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、県等と相互の連携を図るものとする。

３　避難受入れ活動体制の整備

(1)　原子力災害避難対策

市は、放射性物質の拡散により市民が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合の防護措置として、屋内退避及び避難が必要となる場合を想定し、県が策定する「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」（以下「広域避難方針」という。）を踏まえ、**第2章第6節避難対策（P30～P37）**に基づき避難体制の整備等に努める。

(2)　避難所等の整備

ア　避難所等の整備

市は、原子力災害を想定し、可能な限り市が指定する指定避難所のうちから、避難や避難退域時検査及び簡易除染等に使用する場所を、あらかじめ指定するよう努めるものとする。なお、避難や避難退域時検査及び簡易除染等の場所については、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つよう努める。

イ　避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

市は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・安定ヨウ素剤等の薬

品・車両等の整備に努めるものとする。また、警察及び消防機関は、避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備に努める。

ウ　コンクリート屋内退避体制の整備

市は、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。

エ　避難先等の調整体制の整備

市は、避難先及び避難退域時検査実施場所等について、緊急時に県と連携を図りながら調整を行うことができる体制の整備に努める。

(3)　避難行動要支援者等の避難誘導・移送体制等の整備

市は、**本章第8節要配慮者・避難行動要支援者対策（P41～P45）**に基づき、高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮し、要配慮者対策を実施するとともに、一時滞在者への対応についても強化を図る。

(4)　居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報を伝達する仕組みの整備

市は県の支援の下、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みを整備し、円滑な運用・強化を図るものとする。

(5)　警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、県、国と連携して警戒区域を設定する場合、警戒区域設定に伴う広報等に関する計画を策定するとともに必要な資機材、人員等を確保するものとする。

(6)　避難場所・避難方法等の周知

市は、原子力災害時の避難や避難退域時検査等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。また、避難の迅速な実施のためには、具体的な避難の手順や、事業所外運搬に係る特定事象、県外原子力施設における情報収集事態や警戒事態発生後の経過に応じて市民に提供すべき情報などをあらかじめ整理するよう努める。

また、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

４　緊急輸送活動体制の整備

(1)　専門家等の移送体制の整備

市は、国立研究開発法人放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家等の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

(2)　緊急輸送路の確保体制等の整備

市は、**第3章第8節輸送対策（P181～P185）**に基づき緊急輸送を実施するが、管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

５　救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

(1)　救助・救急活動用資機材の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

(2)　救助・救急体制の強化

消防本部は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、職員の教育訓練を行い、救助・救急体制の強化を図るものとする。

(3)　原子力災害医療活動体制等の整備

市及び医療関係機関は、関係職員の研修への参加等により、放射線障がい、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等の取扱い等の知識、技術の取得に努めるとともに、住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について体制の整備を図るものとする。また、消防本部は、原子力災害等の発生時において、放射性物質又は放射線による汚染、被ばく若しくはそのおそれのある者を覚知したときに搬送する原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関をあらかじめ把握しておく等、搬送体制の整備に努める。

参照：原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関（P494～P495）

(4)　防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

ア　市は、県及び関係機関と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努める。

イ　市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、県等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

(5)　物資の調達、供給活動体制の整備

ア　市は、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資について、**本章第7節必要物資の確保対策（P38～P40）**に基づき、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備しておくものとする。

イ　市は、国、県と連携のうえ、**本章第2節防災体制の整備（P17～P19）**の防災拠点指定に基づき、物資の緊急輸送動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

６　住民等への的確な情報伝達体制の整備

(1)　市は、県と連携し、事業所外運搬に係る特定事象、県外原子力施設における情報収集事態や警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について、整理しておくものとする。また、住民等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、分かりやすく正確な表現を用いることを念頭に置き、情報項目の整理を行う。

(2)　市は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、被災者等へ的確な情報を常に伝達できるよう、**本章第6節避難対策（P30～P37）、第8節要配慮者・避難行動要支援者対策（P41～P45）及び第13節防災通信設備の整備（P54～P56）**に基づき、情報伝達体制の整備を図るものとする。

(3)　市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等に

ついてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

７　原子力に関する知識の普及啓発

(1)　市民に対する知識の普及と啓発

市は、市民に対し原子力に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について、県と連携し、継続的な広報活動に努める。

ア　放射性物質及び放射線の特性に関すること
イ　原子力施設の概要に関すること
ウ　原子力災害とその特性に関すること
エ　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
オ　緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
カ　コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
キ　避難行動要支援者への支援に関すること
ク　緊急時にとるべき行動
ケ　避難所での運営管理、行動等に関すること

(2)　市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

８　防災業務関係者の人材育成

市は、国及び県が実施する、原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや緊急被ばく医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

(1)　原子力防災体制及び組織に関すること
(2)　原子力施設の概要に関すること
(3)　原子力災害とその特性に関すること
(4)　放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
(5)　モニタリング実施方法及び機器に関すること
(6)　原子力防災対策上の諸設備に関すること
(7)　緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容
(8)　緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
(9)　放射線緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
(10)　その他緊急時対応に関すること

９　核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力

施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした核燃料物質等の運搬の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応するものとする。

(1)　事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

(2)　事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

(3)　県及び市は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は県独自の判断に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

10　災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第32節　航空災害対策

【実施担当部】

１　消防本部　　２　都市防災部　　３　市長公室部

〈方針〉

航空機の墜落等の大規模な航空事故により、多数の死傷者等が発生する航空災害に対応するため、必要な情報収集、連絡体制、応急体制の整備、応急資機材の確保、防災訓練等を行う。

〈実施内容〉

１　情報の収集、連絡関係

(1)　情報の収集・連絡体制の整備

ア　市、県、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において航空災害に対する情報の収集、連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図る。

イ　市は、高所監視カメラにより情報収集を行うとともに、機動的な情報収集活動を行うため、デジタルカメラ、携帯電話等による画像情報の収集、連絡システムの整備の推進を図る。

なお、必要に応じ、防災ヘリコプターによる情報収集を県に依頼する。

(2)　通信手段の確保

市は、有線電話、携帯電話による通信、消防無線、ＭＣＡ無線など有線、無線通信システムの一体的運用により、応急対策等災害時の重要通信を確保する。

２　災害応急体制の整備関係

(1)　職員の体制

ア　市は、災害の状況に応じ災害対策本部の体制を決定するとともに、各部は分担任務を実施するため必要な人員を招集し、災害応急対策マニュアルに基づき応急対策を実施する。

イ　航空運送事業者及び防災関係機関は、職員の非常参集体制の整備を図る。また、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2)　防災関係機関相互の連携体制

市、航空運送事業者及びその他防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時から連携の強化を図る。

３　消火、救助、救急、捜索及び医療活動関係

(1)　消火、救助、救急活動関係

消防本部は、航空機燃料による火災を消火するため、化学消火剤等の備蓄に努めるとともに、化学消火剤と水との併用した消火活動について、職員に周知徹底を図る。また、消防本部は、応急対策を円滑に実施するため、関係機関との連携を強化するとともに、「岐阜市消防本部集団災害救急業務計画」の周知徹底を図る。

(2)　捜索活動関係

消防本部は、山林で発生した航空災害において捜索活動を円滑に実施するため、県に防災ヘリコプターの出場要請をする。

(3)　医療活動関係

市は、負傷者が多数発生することを想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

４　緊急輸送活動関係

市、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

５　関係者への的確な情報伝達活動関係

(1)　市長公室部は、航空災害に関する情報について、マスコミやホームページ等を通じ市民に伝達する。

(2)　本部事務室は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する。

６　防災関係機関の防災訓練の実施

(1)　防災訓練の実施

市は、県、県警察、航空運送事業者及び防災関係機関と相互に連携した訓練の実施に努める。

(2)　実践的な訓練の実施と事後評価

市は、県、県警察、航空運送事業者及びその他防災関係機関が訓練を行う場合は、航空事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間、訓練場所等様々な条件を設定し実践的な訓練となるよう工夫する。

なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第33節　鉄道災害対策

【実施担当部】

１　消防本部　　２　都市防災部　　３　市長公室部

〈方針〉

列車の衝突等により多数の死傷者が発生する鉄道災害に対応するため、外部要因による事故防止、安全な運行確保、情報収集連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練を行う。

〈実施内容〉

１　鉄道交通の安全のための情報の充実

鉄道事業者は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行い、事故防止に関する知識を広く一般に普及する。

２　鉄道の安全な運行の確保

(1)　列車防護措置、運行管理体制の充実

鉄道事業者は、鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による被害の拡大を防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び列車防護用具の整備に努めるとともに、保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

(2)　線路防護施設の点検等

鉄道事業者は、土砂災害等から軌道の保全を図るため、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該路線の監視に努める。

３　鉄道車両の安全性の確保

鉄道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を促進し、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。また、鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努める。

４　情報の収集、連絡関係

(1)　情報の収集、連絡体制の整備

ア　市、県、鉄道事業者及びその他防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において鉄道災害に対する情報の収集、連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日等においても対応できる体制の整備を図る。

イ　市は、高所監視カメラにより情報収集を行うとともに、機動的な情報収集活動を行うため、デジタルカメラ、携帯電話等による画像情報の収集、連絡システムの整備の推進

を図る。

なお、必要に応じ、防災ヘリコプターによる情報収集を県に依頼する。

(2)　通信手段の確保

ア　鉄道事業者は、鉄道災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努める。

イ　市は、有線電話、携帯電話による通信、消防無線、ＭＣＡ無線など有線、無線通信システムの一体的運用により、応急対策等災害時の重要通信を確保する。

５　事故発生時の連絡先

事故発生時の連絡は各鉄道事業者（東海旅客鉄道、日本貨物鉄道、名古屋鉄道）に行う。

６　災害応急体制の整備関係

(1)　職員の体制

ア　市は、災害の状況に応じ災害対策本部の体制を決定するとともに、各部は分担任務を実施するために必要な人員を招集し、災害応急対策マニュアルに基づき応急対策を実施する。

イ　鉄道事業者及び防災関係機関は、職員の非常参集体制の整備を図る。また、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(2)　防災関係機関相互の連携体制

市、鉄道事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において平常時から連携を強化する。

７　救助、救急、消火及び医療活動関係

(1)　救助、救急活動関係

ア　鉄道事業者は、事故発生直後における旅客の避難誘導体制の整備を図るとともに、消防機関との連携強化に努める。なお、鉄道災害に対する情報の収集、連絡体制については、消防本部と鉄道事業者とで交わされている、「鉄道災害時における安全対策に関する覚書」に基づき、確実に実施する。

イ　消防本部は、応急対策を円滑に実施するため、関係機関との連携強化を図るとともに「岐阜市消防本部集団災害救急業務計画」の周知徹底を図る。なお、鉄道高架で災害が発生した場合は、梯子車による救助活動等について事前計画により定める。

(2)　消火活動関係

ア　消防本部は、関係機関との連携強化を図るとともに、鉄道高架で災害が発生した場合は、梯子車による消火活動等について事前計画により定める。

イ　鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火を実施する体制の整備に努めるとともに、市との連携に努める。

(3)　医療活動関係

ア　市は、負傷者が多数発生することを想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

イ　市は、鉄道事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備のため、ＭＣＡ無線の配備を行っている。

８　緊急輸送活動関係

(1)　鉄道事業者は、公安委員会その他の関係機関との協力により、応急活動の実施に必要な人員又は応急資機材等を輸送する緊急自動車の整備に努める。

(2)　市、県、県警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

９　関係者等への的確な情報伝達活動関係

(1)　市長公室部は、鉄道災害に関する情報について、マスコミやホームページ等を通じ市民に伝達する。

(2)　本部事務室は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する。

10　防災関係機関の防災訓練の実施

(1)　防災訓練の実施

ア　鉄道事業者は、鉄道災害の発生を想定した情報伝達訓練の実施に努めるとともに、市、県等の実施する防災訓練への参加に努める。

イ　市は、県、県警察、鉄道事業者及び防災関係機関と相互に連携した訓練の実施に努める。

(2)　実践的な訓練の実施と事後評価

市は、県、警察署、鉄道事業者及び防災関係機関との訓練を行う場合は、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間、訓練場所等様々な条件を設定し、実践的な訓練となるよう工夫する。

なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

11　災害復旧への備え

鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るために、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努める。

12　鉄軌道交通環境の整備

(1)　鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努める。また、列車集中制御装置（ＣＴＣ）の整備、自動列車停止装置（ＡＴＳ）の高機能化等の運転保安設備の整備充実に努める。

(2)　市、県、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第34節　行政機関の業務継続体制の整備

【実施担当部】

１　行政部　　２　都市防災部　　３　各部

〈方針〉

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

そのため、大規模地震災害時に、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは業務基盤を早期に立ち上げるため策定した業務継続計画（Business Continuity Plan（以下「ＢＣＰ」という。））により、一般災害にも対応することとしているが、必要に応じ各災害別のＢＣＰの策定に取り組むなど、大規模災害時においても適切な業務の執行を図る。

〈実施内容〉

１　行政におけるＢＣＰの策定

(1)　庁舎対策

市役所庁舎は、市が実施する災害応急対策の中枢拠点であり、災害時において確実に機能を発揮するため、適切な維持管理を行うとともに、個別の施設計画により保全に努める。

(2)　災害時の優先業務の決定及び応援可能リストの作成等

ア　各部は、通常業務のうち業務継続の優先度の高い業務、地域防災計画に定める災害応急対策業務、災害復旧業務又は災害発生後の新規発生業務のうち優先度が高い業務（以下「非常時優先業務」という。）を定めるとともに、当該業務を踏まえた部内における応援可能リストの作成、各部所管の施設のライフラインの寸断に対する計画及び所属職員の執務環境に関する計画を定め、部内における業務を継続するために必要な個別具体的な計画を策定しているが、随時見直しを図る。

イ　行政部は、各部が非常時優先業務を確実に実施できる体制を構築するため、職員の安否確認や派遣に関する指針を示す。

ウ　都市防災部は、非常時優先業務が目標時間までに実施できるよう、職員参集体制について定める。

(3)　非常時優先業務の執行環境

行政部は、電気、水、食料、多様な通信手段の確保など、ライフラインの寸断や職員の執務環境に関する対策を整理し、必要に応じ更新を行う。

また、各部に対して、「業務を継続するために必要な計画」の策定に資する情報提供等を継続的に行うものとする。

(4)　意思決定順位

業務継続にあたり、市長不在時の指揮命令系統の確立のため命令権者の順位を定めておくものとする。

(5)　計画の作成及び管理

非常時優先業務、応援可能リスト、ライフラインの寸断に対する計画及び職員の執務環境に関する各種計画を踏まえて、全体的な計画を策定し、これを対外的に公開しているが、改訂等の継続的な管理を行う。

２　行政機関における個人情報等の分散保存

行政部は、業務継続のために重要な個人情報を含むデータの分散保存を図るため、ＩＣＴ部門の業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）を策定している。

第35節　企業防災の促進

【実施担当部】

１　経済部　　２　都市防災部　　３　財政部（個人事業主の相談）

〈方針〉

企業の事業継続及び早期再建は、市民の生活再建や市の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある。

そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業の継続、あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「ＢＣＰ」という。））の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。市及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割を十分に実施できるよう、ＢＣＰの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

〈実施内容〉

１　企業の取り組み

企業は、大規模災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのＢＣＰを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入などによる資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直しなど、事業継続のための取り組みをはじめとした、防災活動の推進に努める。

(1)　生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、顧客の安全、企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。また、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないように、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

(2)　二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏えい防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止を図る。

(3)　事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続、あるいは早期復旧を可能とするために、ＢＣＰを策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを定める。

(4)　地域貢献、地域との共生

大規模地震が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供、更には、技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特色を活かした活動を行う。また、平常時からこれら主体との連携を密にする。

２　企業防災の促進のための取り組み

市、商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取り組みの積極的評価、ＢＣＰの策定の促進に関する情報をはじめとした企業防災に資する情報の提供、ＢＣＰの策定に係る相談体制の整備などにより、企業の防災力向上を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけなどを行う。

(1)　事業継続の取り組み支援

ア　事業継続力強化計画の策定

商工会議所と市は、中小企業等による事業継続力強化の取組をはじめとした防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定を行うものとする。

イ　ＢＣＰの策定促進

市内企業向けセミナーの開催などを行い、ＢＣＰ策定を支援するとととともに、企業防災の重要性やＢＣＰの必要性について積極的に啓発する。

ウ　情報の提供

企業がＢＣＰの策定等事業継続のための取り組みを実施するためには想定リスクを考慮する必要があるため、市は、災害被害想定結果やハザードマップ等を積極的に公表する。

(2)　災害対応体制の整備

市は、商工会・商工会議所と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。また、市は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口、相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理する。